

# 総務建設常任委員会

令和2年9月10日

葛城市議会

# 総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和2年9月10日(木) 午前9時30分 開会  
午後3時01分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	川村優子
副委員長	松林謙司
委員	杉本訓規
〃	増田順弘
〃	岡本吉司
〃	藤井本浩
〃	吉村優子
〃	下村正樹

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議員	谷原一安
〃	内野悦子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	溝尾彰人
企画部長	吉川正人
企画政策課長	高垣倫浩
〃 補佐	増田智宏
総務部長	吉村雅央
総務財政課長	米田匡勝
〃 補佐	堀川雅樹
〃 補佐	西川修
管財課長	吉田和裕
〃 補佐	木下友博
生活安全課長	竹本淳逸
〃 補佐	西川雅大
税務課長	中文子
〃 補佐	葛本章子

収納促進課長	椿 本 真 司
都市整備部長	松 本 秀 樹
都市計画課長	奥 田 雅 彦
建設課長	安 川 博 敏
〃 補佐	西 川 直 孝
〃 補佐	稲 田 恭 一
〃 補佐	西 川 基 之

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書 記	和 田 善 弘
〃	高 松 和 弘
〃	福 原 有 美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第70号 葛城市税条例の一部を改正することについて

議第73号 工事請負契約の締結について (葛城市消防団屯所建替え工事 (5カ所))

調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) 尺土駅前周辺整備事業に関する事項について
- (2) 国鉄・坊城線整備事業に関する事項について
- (3) 行財政改革に関する事項について
- (4) 公共バスの運行について
- (5) 政治倫理条例の内容検討について

開 会 午前9時30分

**川村委員長** ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆様、おはようございます。朝晩が大分涼しくなってきた、秋の気配も少しずつ感じてきているこの頃でございますが、この時期にまた夏の疲れも襲ってくるというような状況にもなります。

本日から常任委員会、そして、特別委員会という流れになりますが、本当に今回は審査していただくことがたくさんございますので、皆様も体調を整えられて、そしてまた心機一転、この新しい季節に向かって体調を整えられて、これからの仕事業務に専念していただきたいと願っております。

また、多くの案件ございますので、皆様のご協力の下に進行していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員外議員の出席者をご紹介します。内野議員でございます。谷原議員でございます。よろしくお願いいたします。

発言される場合は、必ず挙手をいただきまして指名をいたします。マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言いただきますようお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話などをお持ちの方は必ず電源を切るかマナーモードに切り替えていただきますようお願いをいたします。

新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議の進行に際して、密閉空間にならないよう出入口と窓を開放しておりますのでご承知願います。なお、発言される際にはマスクを着用したままで結構でございますので、ご発言いただきますようお願いいたします。また発言につきましては、簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

なお、審査の順番につきましては、お手元に配付の次第のとおりとさせていただきます。

まず初めに、議第70号、葛城市税条例の一部を改正することについてを議題といたします。本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村総務部長。

**吉村総務部長** 皆さん、おはようございます総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま上程になっております、議第70号、葛城市税条例の一部を改正することについての説明をさせていただきます。今回の葛城市税条例の一部を改正する条例につきましては、令和2年3月31日それから平成30年3月31日に公布をされております地方税法等の一部を改

正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものとなっております。

改正内容につきましては、市民税、たばこ税、それから延滞金の割合等の特例規定の3点に係る改正でございます。主な内容でございますけれども、市民税では未婚のひとり親に対する税制上の措置、それから寡婦控除の見直し等ということでございます。たばこ税におきましては、たばこ税率の引上げと加熱式たばこについての課税方式の見直し、それから軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しでございます。それから、延滞金の割合の特例規定につきましては、市中金利の実勢を踏まえた特例規定の整備となっております。

それでは、お手元にお配りさせていただいております、新旧対照表を用いて説明をさせていただきます。なお、今回の改正内容をちょっと言葉だけでの説明では理解していただきづらいということで、別冊として葛城市税条例の一部を改正する条例の概要と題した資料を作成しておりますので、そちらも同時に御覧いただければと思います。なお私の説明終了後、この条例の概要につきまして、担当のほうからもう少し詳しく説明はさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、新旧対照表でございますけれども、いつものように、この表の左側が改正前、すなわち旧でございます。そして右側が改正後、新となっております、アンダーライン部分が改正部分というまとめ方でございます。

この資料の3ページをまず御覧いただきたいと思っております。

最初に第24条でございます。個人の市民税の非課税の範囲についての規定がございます。個人の市民税の所得割を課さないものということで列挙をいたしておりますが、そのうち、寡夫、夫のほうの寡夫でございますけれども、そちらをひとり親という文言に改めるものがございます。

なお、このひとり親と申しますのは生計を一にする子があり、前年の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない者ということになってございます。

それから次に、第34条の2でございます。こちらは所得控除を規定しております、第24条の改正と同様、寡夫控除、夫のほうでございますけれども、それをひとり親控除に改正するもの、それから地方税法の改正によりまして寡夫の特別控除が廃止されたことに伴う項ずれでございます。

次に、5ページに移っていただきまして、第36条の2でございます。こちらは市民税の申告について規定しておりますが、寡婦控除の特別加算の規定が削除されたことに伴う項ずれでございます。

ここまでの改正につきましては、概要版の1ページに要約をさせていただいております。

それから次に、19ページでございます。

第94条第2項でございます。ここは、たばこ税の課税標準を規定しております。現在重量に応じて課税されております葉巻たばこのうち、1本当たりの重量が1グラム未満の軽量な葉巻たばこの課税方法について、地方税法の改正に伴い改正をするといったものでござい

す。紙巻たばこの代替性が極めて高く、販売量が急速に増加していると言われる軽量の葉巻たばこについて、その重量の軽さから紙巻たばこと比べて税負担が低くなっており、また、製品間でも重量に差があることから、税負担が大きく異なっているなど課税の公平性の観点から課題があるとされておりました。このことから軽量の葉巻たばこの課税方式を見直し、激変緩和を図る観点から段階的に引き上げる改正が行われたものでございます。こちらの改正につきましては、概要の2ページ目の②に記載をしております。

それから次の20ページに移っていただきまして、第94条第3項でございます。こちらは平成30年の地方税法の改正で、新たに加熱式たばこの区分が創設をされ、その課税方式を重量での課税方式から、重量の要素と価格の要素を1対1として、紙巻たばこの本数に換算する方式に段階的に移行するというふうにされております。本年度はその第3段階目ということでございます。また、第3号における項ずれにつきましては、引用法律の改正による規定の整備となってございます。この改正につきましては、概要の3ページそれから4ページにまとめさせていただいております。

続いて、新旧対照表の21ページの第94条第4項につきましては、第94条第2項ただし書に軽量の葉巻たばこの本数換算規定が設けられたことによる規定の整備となってございます。

次に、22ページの第95条でございます。たばこ税の税率の規定でございまして、平成30年の法改正において、たばこ税の税率を国と地方合わせて1本当たり3円を3段階に分けて引き上げることになってございまして、今回の改正は2段階目の改正となってございます。こちらの改正は概要の2ページの①に記載をしております。

それから、新旧対照表の26ページに移っていただきまして、附則第3条の2でございます。こちらは延滞金の割合等の特例についての規定になってございます。延滞金につきましては、地方税法本則で年7.3%または年14.6%の割合というふうに定められておりますが、低金利の状況を踏まえ、負担軽減の観点から特例基準割合を適用し、引下げを行っておるのが現状でございます。

令和2年度税制改正におきましては、この特例基準割合というものを延滞金特例基準割合、これが租税特別措置法の平均貸付割合に1%を加えたものというふうに変更され、法人市民税におきまして納期限の延長があった場合の延滞金特例基準割合について、平均貸付割合に加算する割合を1%ではなく当分の間0.5%にするといったものでございます。この改正につきましては、概要の最後のページにまとめさせていただいております。

次に、附則第4条でございます。特例基準割合という言葉の定義がなくなったことによる規定の整備となってございます。

それから次に、27ページの附則についてでございます。附則第1条でこの条例は令和2年10月1日から施行するとしております。ただし、列記しております条文、すなわち、市民税に係る改正それから延滞金の割合等の特例の改正規定につきましては、令和3年1月1日施行といたしております。

それから次に、附則第2条で延滞金に関する経過措置として、改正後の附則第3条の2の規定を令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用して、同日前の期間に対

応する延滞金については、なお従前の例によるというふうになってございます。

次に、28ページで附則第3条でございます。市民税に関する経過措置として、新条例第24条第1項第2号、それから第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例ということでございます。また、第2項では令和3年度分の市民税に係る申告書について、新しく規定されましたひとり親控除を所得控除として適用するというふうに規定をさせていただいております。

それから附則第4条では、市たばこ税に関する経過措置として、令和2年10月1日前に課した、または、課すべきであった軽量の葉巻たばこの市たばこ税については、なお従前の例によるというふうに規定をいたしております。

また、附則第5条では今回の地方税法の改正に伴う市たばこ税の税額引上げに伴う経過措置といたしまして、卸売販売業者等及び小売販売業者に対し製造たばこの手持品課税を行うこととされ、その対象、申告納付等の本則の読替え、それから、税額控除等について規定をしておるものでございます。

以上、簡単ではございますけれども、私のほうからの説明は終わらせていただきます。

なおこの後、担当のほうからこの概要版についてももう少し詳しく説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

**川村委員長** 中課長。

**中 税務課長** 税務課の中でございます。よろしく願いいたします。

それでは、葛城市税条例の一部を改正する条例の概要について、ご説明させていただきます。内容につきましては、総務部長の説明と重複しているところもあるのですが、この表に従って説明させていただきます。

まず、お配りしております葛城市税条例の一部を改正する条例の概要を御覧ください。

まず、個人住民税、女性のほうの寡婦、男性の寡夫、両方ですけれども、控除の見直しについてでございます。こちらにつきましては、第24条、第34条の2及び第36条の2の関係でございます。婚姻歴の有無による不公平と男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平の解消を図るため、性別及び婚姻歴の有無に関わらず、現に婚姻をしていない者または配偶者の生死の明らかでない者のうち、前年の合計所得額が500万円以下で、扶養を要する子があり、かつ、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない者をひとり親とし、前年の所得が135万円を超えない障害者、未成年、寡婦またはひとり親については、所得割を課さないこととなっております。

次に、所得控除についてでございます。所得控除と申しますのは、一定の要件に当てはまる場合、所得の合計金額から一定の金額を差し引く制度のことでございます。

下の表の左側を御覧ください。

まず、表の説明をいたします。左上から下に配偶関係、本人所得、扶養する子または扶養親族の有無となっております。

次に、左上から右に配偶関係、死別、未婚のひとり親となっております。左側の表は、本

人が女性の場合でございます。夫の生死が明らかでない女性は、この表の死別の欄と同様の内容となっております。

それでは、太枠の中のひとり親控除からご説明いたします。夫と死別した本人の所得金額が500万円以下で生計を一にする子がある場合でございます。控除金額は現行と同様の30万円でございます。

右に移っていただきまして、夫と死別した本人の所得金額が500万円を超える場合で、生計を一にする子がある場合でございます。控除金額は現行26万円でありましたが、なくなります。

右に移りまして、夫と離別した本人の所得が500万円以下の場合で、生計を一にする子がある場合でございます。控除金額は現行と同様の30万円でございます。

右に移りまして、夫と離別した本人の所得が500万円を超える場合で、生計を一にする子がある場合でございます。控除金額は現行26万円でありましたが、控除はなくなります。

右に移っていただきまして、未婚のひとり親で本人所得金額が500万円以下で生計を一にする子がある場合でございます。現行は控除の適用はございませんでしたが、今回の改正で新たに30万円の控除が適用とされております。

次に、左下の表の下から2行目を御覧ください。

夫と死別し、子以外の生計を一にする扶養親族がある場合でございます。本人所得が500万円以下の場合につきまして、現行と同様の控除金額26万円が適用されます。

右に移っていただきまして、夫とは死別した本人の所得金額が500万円を超え、生計を一にする子以外の扶養親族がある場合でございます。改正前は26万円の控除が適用されておりましたが、控除の適用はなくなります。

右に移っていただきまして、夫と離別した本人の所得が500万円以下で、子以外の生計を一にする扶養親族がある場合でございます。控除金額は現行と同様の26万円でございます。

右に移っていただきまして、夫と離別した本人の所得金額が500万円を超える場合で、子以外の扶養親族がある場合でございます。控除金額は現行26万円でございますが、控除の適用はございません。

右に移っていただきまして、未婚のひとり親であり、本人所得が500万円以下で、子以外の扶養親族がある場合でございます。この場合は控除の適用はございません。

左の表の最下段を御覧ください。夫と死別した本人の所得金額が500万円以下で、生計を一にする子または子以外の扶養親族もない場合につきましては、現行と同様の26万円の所得控除が適用されます。

次に、右側のほうの表を御覧ください。こちらは本人が男性の場合でございます。先ほどと同様に、妻の生死が明らかでない場合は、この表の死別の欄と同じでございます。

表の見方は先ほどと同様でございます。説明していきます。太枠の中、ひとり親控除からご説明いたします。

まず、妻と死別した本人の所得金額が500万円以下で生計を一にする子がある場合でございます。控除金額は、現行26万円でしたが、30万円に上がります。



右に移っていただきまして、妻と死別した本人の所得金額が500万円を超え、生計を一にする子がある場合がございます。所得控除につきましては、現行と同様、適用はございません。

右に移っていただきまして、妻と離別した本人の所得金額が500万円以下で生計を一にする子がある場合がございます。控除金額は、現行の26万円が30万円に引き上げられます。

右に移っていただきまして、妻と離別した本人の所得金額が500万円を超える場合で、生計を一にする子がある場合がございます。所得控除は現行同様、適用はございません。

右に移っていただきまして、未婚のひとり親で、本人所得が500万円以下で生計を一にする子がある場合がございます。現行は控除の適用がございませんが、今回の改正で新たに控除の適用とされ、控除金額は30万円でございます。

次に、右の表の下から2行目以下を御覧ください。本人所得や婚姻歴の有無、また、生計を一にする扶養親族の有無に関わらず、所得控除の適用はございません。

個人市民税のほうの説明は以上です。

続きまして、たばこ税についてでございます。1枚めくっていただきまして2ページになります。

こちらは、第94条及び第95条関係でございます。平成30年度の税率改正によりまして、平成30年、令和2年、令和3年と段階的に、国、地方合わせて1本当たり3円を引き上げるものがございます。たばこは特殊な嗜好品としての性格のため、ほかの物品よりも高い税率が課されており、地方自治体の貴重な財源となっているところでございます。

それでは、①の表を御覧ください。たばこの税率改正の実施時期と税率の内訳を表にしたものがございます。それぞれ1,000本当たりの税率を単位で、円単位で、お示ししております。左の欄には改正の実施時期、その隣の合計は県たばこ税と市たばこ税の合計でございます。一番右の欄は、国のたばこ税でございます。御覧いただきますように地方対国は1対1となっておりまして、1本当たり3円の引上げでございます。

令和2年度の改正を詳しく見てみますと、国、地方を合わせまして1,000円の引上げでございますので、1本当たり1円となり、そのうちたばこ税につきましては1本当たり0.43円、1,000本当たり430円を引き上げるものがございます。

次に、②の表を御覧ください。こちらは軽量の葉巻たばこの課税方式の改正についてご説明させていただきます。たばこ税の課税標準は紙巻たばこの本数によると規定されておりまして、紙巻たばこ以外の製造たばこの本数の算定につきましては、たばこの区分に応じ、重量をもって紙巻たばこの1本に換算するとされておりまして、軽量の葉巻たばこは、現在、葉巻たばこの区分に分類されておりますが、その製品重量の軽さから紙巻たばこと比べて税負担が低くなっており、また、軽量の葉巻たばこの製品間でも税負担が大きく異なっているため、税負担の公平性を確保するため、製品重量が1グラム未満の軽量の葉巻たばこについては、軽量の葉巻たばこの重量1グラム未満の軽量葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本とする本数に換算する計算方式に改正することとしたものがございます。

表の右の欄にございますように、この引上げは、段階的に引き上げることとされておりま

して、今回の改正におきましては、経過措置といたしまして、軽量の葉巻たばこの重量0.7グラム未満1本を紙巻たばこ0.7本とすると規定されております。

次に、③の加熱式たばこの説明をさせていただきます。3ページを御覧ください。平成30年度の税制改正におきまして、それまで、パイプたばこに分類されておりました加熱式たばこを新しく加熱式たばこの区分を設けて、重量での課税方式から重量の要素と価格の要素を1対1として、紙巻たばこに換算する方法に段階的に移行するとされました。

3ページのほうの図を御覧ください。図の青い着色部分が製造たばことして重量に含む部分でございます。左側、黒枠のものが旧の課税方式でございまして、右側、オレンジ色の枠のものが新しい課税方式でございまして、左の図にございまして、加熱式たばこの製品間におけるたばこ税の税負担に大きな差があることが御覧いただけると思います。加熱式たばこの課税方式の改正では、右側の図のように製品間での税負担格差の是正が図られ、加熱式たばこと紙巻たばこの税負担の公平性を確保するため、重量課税と価格課税の合計によって、紙巻たばこの本数に換算する方法に改正されております。

ページめくっていただきまして、4ページを御覧ください。

こちらの表は重量課税から重量課税と本数課税の合計に移行する過程を示したものでございます。表の上部にありますように、新しい重量課税方式は、加熱式たばこ0.4グラムを紙巻たばこ0.5本に換算し、価格課税方式は加熱式たばこ1本の平均単価を紙巻たばこ0.5本と換算し、この2つの合計で紙巻たばこに本数換算すると規定されております。

たばこについての説明は以上でございます。

次に、延滞金でございます。5ページをお開きください。

延滞金等の特例についてでございます。租税特別措置法の改正によりまして、特例基準割合を延滞金特例基準割合に改正し、一部延滞金につきまして市中金利の実勢を踏まえつつ、延滞金特例基準割合の引下げを行うものでございます。延滞金利息としての性格や滞納を防止する機能、回収リスクの観点から現行の水準を維持するものとし、これまで特例基準割合と呼ばれていたものが延滞金特例基準割合と文言の整理をいたしましたものでございます。

まず、表を御覧いただきまして、延滞金の内容のところでございますが、まず、表の左側の延滞金という部分でございますが、内容をご説明いたします。法定納期限を超過し、履行遅滞となった場合に、遅滞利息として年14.6%の割合で課されるものでございます。その下が1か月以内でございます。1か月以内の部分につきましては、早期納付を促す観点から低い金利となっております、年7.3%となっております。一番下の納期限の延長ですけれども、こちらは法人市民税の納期限の延長があった場合に課される税率でございまして、本則では年7.3%となっておりますが、今回の改正によりまして、特例基準割合の計算のときに0.5%引き下げるものでございます。

以上でございます。

**川村委員長** ただいま、ご説明をいただきました本案に対する質疑に入ります。

内容、分かっていただいたと思うんですけど、非常に量も多いし、丁寧に言っていましたので、大分ご理解いただいたと思いますが、質疑はありませんでしょうか。

松林副委員長。

**松林副委員長** 一番最初にご説明いただきました寡婦控除の部分で、ちょっとこの表の見方で確認をさせていただきたいと思うのですけれども、例えば、夫と死別して、再婚をしていない婦人、所得が500万円以下、そして扶養する親族、子どもがいない場合は控除が受けられるのかどうか。

ほんで、本文の条例の3ページになるんですけども、条文が変えられたということで、第24条の1項2号の障害者、未成年者、寡婦又はひとり親、以前は、寡婦、そして又寡夫でも夫のほうと2つあったんですけども、今回の大きな条例改正の点で言えば、ひとり親というこの部分があれば全て網羅できるのかなと思うんですけども、ここにあって寡婦と入っている理由という部分も、先ほど私が確認をさせていただいた部分とも兼ね合いがあるかなと思うんですけども、そこらちょっと、条例がこのように寡婦のみになったという、この部分の理由と、先ほど私が質問させていただきました死別、寡婦のこの部分の子どもがいらっしゃらない場合は控除を受けられるのかどうかという、ここらも含めてちょっと確認をさせていただきます。

**川村委員長** 中課長。

**中 税務課長** 税務課の中でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの松林副委員長のご質問でございますが、夫と死別の場合で本人所得が500万円以下であった場合、子どもの扶養がなくても対象になります。寡婦控除としての対象になります。

**川村委員長** もう一つあるね。

松林副委員長。もう一回再質問してください。

**松林副委員長** 以前は、多分、今の部分と兼ね合いもあると思うんですけども、以前は、寡婦または寡夫、夫の部分が含まれておったんですけども、今回は条文が改正となって、寡婦、婦人又はひとり親とこういう形になって、なぜ寡夫、夫が抜けたのかという。なぜ婦人のみが入っているんだという。こういう条例、何でそうなったかということをお聞かせ願いたいと思います。

**川村委員長** 中課長。

**中 税務課長** 税務課の中でございます。よろしく願いいたします。

寡婦控除につきましては、もともと戦争未亡人で家に残されたご老人などを扶養する方への負担軽減といった制度の創設で、寡婦控除というのがございます。それがそのまま、制度創設の趣旨を踏まえまして適用することとされておりますので、寡婦控除というのは残っております。

**川村委員長** 松林副委員長。

**松林副委員長** もともとそういうご婦人、未婚とか夫と死別された、そういう部分の寡婦というのは、もともと保障をされていたという、控除で保障されていたという、その部分が今回条例改正になっても残ったということで、この寡婦の婦人という、この部分が残ったということで。

そして今回、大きな改正点として未婚のひとり親への所得控除の拡充、寡夫、夫との格差是正という大きなものがあると思うんですけども、特に今回ひとり親のこの部分、どの程度やっぱり想定されておられるか、人数的なものがもし分かれば、控除になられる新たにひとり親、こういう分も、もし人数的なもの、どの程度、何人ぐらい、何世帯ぐらい、控除されるのか分かれば、もし分からなかったら、もう結構ですけども。

**川村委員長** 今、2問目で。その対象人数。ひとり親という部分の対象人数分かりますか。

中課長。

**中 税務課長** 税務課の中でございます。よろしく願いいたします。

ただいまのご質問ですけれども、手元に資料等ございませんので、また、後日報告させていただきますと思います。

**川村委員長** よろしい。補足で。

吉村総務部長。

**吉村総務部長** 総務部の吉村でございます。

ちょっと今の答弁に補足といいますか、訂正をさせていただきたいと思います。そもそもこの人的非課税の見直しでありますとか、寡婦控除の見直しといったものが適用になりますのが令和3年1月1日以降ということで、令和2年中の所得税の申告によって初めて課税がされるということになりますので、その段階で非課税になるか、もしくは控除の対象になるかというのがはっきり出てまいります。ですので、今の時点では、数字も、額も、幾らになるかというところまでは把握できません。

以上でございます。

**川村委員長** 厳密に、今の段階では人数は出ないということで、よろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

**杉本委員** たばこ税、やっぱり手挙げやなあかんかなと思って挙げました。また上がんのかというところで、たばこ売ってはる人、値段変えるの大変やろなと思いつつながら、ちょっと今見とったんですけど、先ほど課長の説明の中にも貴重な財源とありまして、僕もそれずっと言っているんですけども、これはちょっと質問というより要望になってくるんですけども、やっぱり、市長の計らいで、庁舎の近くでたばこを吸えるようにしていただいているんですけども、やっぱり市民の皆さんが吸えるようにアナウンスもちゃんと必要だと思うんです。ちょっと端っこに追いやられて、配慮を考えたら仕方ない部分あるんですけども、あと夏場とかでしたら、ちょっと罰ゲーム並みに暑いんです、あそこ。そういう配慮をちょっと。この貴重な財源を、目的税ではないからどこに使えるとかできないんですけど、やっぱりそういうふうに、たばこを吸っておられる方に配慮をお願いしたいです。答弁はいいです。これはお願いだけにしておきます。

**川村委員長** 杉本委員、要望と意見でよろしいですか。もう完全に、今の質問の答弁は、今回の議案のところからは離れていますので、アドリブという形でさせてもらっておきます。すみません。では、そういうことで。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第70号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第70号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第73号、工事請負契約の締結について（葛城市消防団屯所建替え工事（5カ所））を議題といたします。

なお、資料としてお手元に配付しております入札結果公表書につきましては、委員会終了後回収となりますので、よろしくご承知おきください。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村総務部長。

**吉村総務部長** 改めまして、総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議第73号、工事請負契約の締結についてでございます。こちらはご案内のとおり、葛城市消防団屯所建替え工事（5カ所）に伴う契約案件でございます。この事業につきましては、令和元年度当初予算に屯所5カ所の設計委託料、それから第1分団、第5分団の工事請負費を計上させていただき、鋭意発注に向け、取り組んでおりましたが、予想外の設計が進む中で予想外の工事費が必要であることが判明し、12月に工事請負費を追加する補正予算、それから令和2年度に予定をしておりました第2分団、第4分団、第6分団の工事請負費等につきまして、早期発注ということも視野に入れながら、債務負担行為を設定させていただきまして、その議決をいただいたところでございます。

1回目、第1分団、第5分団の入札について一般競争入札を事前投函方式によりまして、本年1月24日公告、2月26日に入札を実施いたしましたところでございます。しかしながら、予定価格を超える入札でございまして、不落ということで、その後、設計の見直しに時間を要し、令和2年度当初予算に計上いたしました第2分団、第4分団、第6分団を合わせて、5カ所を一括で発注することといたしまして、3月31日に公告、5月14日に一般競争入札を事前投函方式で実施をいたしました。しかしながら、再び予定価格を超える入札で不落となっております。

このことを受けまして、入札条件についていろいろ工夫を凝らし、緩和をしたところでご

ございます。まず、経営事項審査総合評定値、通称経審点と言われているものでございますけれども、それが条件として1,100点であったものを900点に変更をいたしております。それから技術者の要件、会社の要件はそのままでございますけれども、技術者の要件を緩和して発注を再度させていただいております。7月9日に公告をいたしまして、8月20日に一般競争入札を執行し、入札結果公表書に記載のある3者が応札され、そのうち2者が最低制限価格で入札をされました。その2者によってくじを引いていただき、順位を決めていただいております。その翌日、事後審査をいたしまして、最終的に決定した業者であります、檀原市内膳町1丁目4番9号のかとう建設株式会社を相手方とし、契約金額は最低制限価格に消費税を加えて2億6,817万1,200円ということで、契約を締結しようとするものでございます。

なお、契約の相手方でございますかとう建設株式会社の概要でございますけれども、営業年数44年、自己資本額は約10億9,600万円。元請けの完成工事高は2年平均で10億3,600万円。技術職員数は16名で総合評定値は建築一式でちょうど1,000点でございます。土木一式工事でも921点という企業でございます。

今回資料といたしまして、仮契約書と議決があった後に公表することとなる入札結果公表書（案）を添付させていただいておりますので、御覧いただければというふうに思います。

以上でございます。

**川村委員長** ただいま説明願いましたが、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 今、草案というのかな、詳細にわたっての説明していただきました。この屯所の工事、この分については、平成31年度というのか、令和元年度というのか、突如として出てきた。これは消防署の移転、部長の話がありましたように2個分団の屯所の建替えということが出てきた。

その中で今説明あったように、1回、2回不落になっておる。予算についても、当初は8,000万円。2個分団で8,000万円の予算を計上された。ところが12月補正で3,550万円追加されて、1億1,550万円になっている。そこへ債務負担、12月にありましたけど1億9,780万円の債務負担している。この繰越しで1億2,666万円。これは債務負担してあるけども、繰越しが1億1,500万円、これはこれでいいと思うわけやけども、今の令和2年度の現行予算から言ったら3億580万円とこうなっておる。

まず1つ聞きたいのは、何で金がこのくらいぼんぼん上がってくるのか。今、総務部長の話の中で落札があつて、中身も見直してきたというふうにおっしゃっている。それは、見直しされたんやろうと思います。ただ、その中で、この前も一遍言うたと思うけども、1回目不調のときに、何が原因で不調になったのか。例えば、1つの方法として、設計の内容に問題があったと、例えばですよ。そういう問題であったのかということ。その辺もどういうことであったのか、教えてほしいのと。いわゆる再入札をやっているわけで、今、この情報公開の契約書持っているわけやけども、2回目の設計金額と今落札した設計金額、ここで595

万1,000円増額になっていると。

本来の、私の経験からいったら、本来こんな再入札の場合の増額というのはあり得ない話と違うんかと。なぜかと言うと、1回目、2回目、必ず仕様書が出ている、どの業者であろうと。回収されているのか知らんけども、中身が分かっている。そういうことを絶えず視野に入れて、仕事をするわけ。その上がった理由が何かよう分からんけども、そこらも教えてもらいたいし、今ぱっと図面見たところやけども、わし、ちょっと目見えへんので、どんだけの各屯所の床面積あるいは延べ床面積があるのか、ちょっとよう分からんけども、図面で見るとは建物だけの図面が載ってある。しかし、現実として、望楼、ホース干し場兼ねている。今、望楼と言わへんのか知らん。望楼て言うたって分からへんやろうけども、望楼、ホース干し場兼ねている。その図面がちょっと見当たたらへんのか、例えばホース干し場も含まれているのか、ということです。

ということは、屯所建てるけども、屯所にホース干し場がない屯所はないはずや。それは、今あるやつをそのまま使うんか、あるいはそれを撤去して、新しくするんかということ、ちょっとこの図面見た限りでは、建物の平面しか載っていない。例えば、このここで見ていたら、構造、多分鉄骨やと思う。外辺がどうやとか、書いてくれてあるけども、ちょっと細かく出されただけで見ていないけど。

そこら見ていたら、なぜ、こんな大きな金額になってくるんかな。単純計算したら、1つの屯所当たり、単純に割ったら、契約金額で5分団割ったら5,363万4,240円、単純計算。面積を教えてほしいというのは、何ぼの面積があるねん。今、こんだけの金額が要るんかどうか。今言うたように、建物だけ違いますよ。ホース干し場含んでますねんということになるのか。ホース干し場を含んでいないですよというふうになるのか。そこらも入れていかないと、なかなかその辺の理解ができへん。2者落札してくじ引き、これはやり方当然そういうことやと思うけども、そこらの話。

それで、今、落札の経緯、概略は言ってもうたけども、何でこうなったんかということをやっぱり教えてもらいたいということで、ちょっと1回目の答弁をお願いしたいと思います。

**川村委員長** 竹本課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課の竹本でございます。ただいまの岡本委員の質問にお答えさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず、設計の見直しの問題はなかったのかということで、1回、2回させていただく中で、先ほど部長の提案説明でございましたように、その当時一応参加された業者で、予定価格を超えるという中で、聞き取り等させていただいた中では、経費等でどうしても予定価格内での受注はできないというご意見がございましたので、その辺りを踏まえまして、もちろん設計単価、経費について、改めて再確認をさせていただきながら、その段階で、特に単価、経費につきましては、県の経費であったり、通常の出されている単価物価本等での単価で間違いはなかったもので、改めて2回目もさせていただいたところでございますが、どうしても経費等の問題で2回目も同じような事情でございました。

これについて大きな問題原因というのは、あくまでもここは、我々の主観といろいろ関係

するそういう建設業等に詳しい職員等とも聞き取り、相談させていただく中では、やはり、当初1,100点以上であれば近畿2府4県というエリアということもあり、県内にも支店等はあるものの大手ということもあり、その監督費等の経費等に大きな通常の我々が積算する経費との差異もあったというのが原因の1つであったのではないかなというふうには推察しているところでございます。

それと、今回最終的な設計金額の増額部分につきましては、3回目に当たり、新たな、その辺で、設計内容の仕様の見直しをさせていただく中で、若干当初から等の中で、単価等のほうも再確認させてもらうのと、その工種の中で一部内装部分でタイル張り工事等がある部分をクロス張り等に統一することで設計工期等の短縮等も踏まえながら、見直させてもらうことで若干の増額等が増えた部分、一応、当初の予算範囲内でのということとで見直しをさせていただいております。

あと、おっしゃっていただいているのは、屯所のホース乾燥塔のことだと思うんですけども、その部分についてはこちら今つけさせていただいた図面で、あくまでも平面・立面ということで見づらいんですけども、例で言いましたら、第1分団の平面図で、図面の一番左端の平面図の右側の上で四角の2つと縦棒の分がある分これが、ホース乾燥塔の上から見た基礎等の図面で、こちらにそれぞれもちろんホース乾燥塔は計画に入っておるものでございます。

それと床面積でございますが、こちらにつきましては、基本的に今までの屯所は、2階詰所へ上がるのに外階段が多かったんですけど、基本的に中階段にしたということで、延べ床面積は全体に増えております。その中で、1分団を除く2、4、5、6分団につきましては、1階が床面積48.15平方メートル、2階も48.15平方メートルで、合わせて96.3平方メートルとなっております。

1分団だけ、今現在屯所が南向きの出入口になっておりますが、こちらを出動体制であったりということで、出入りをしやすいということで東向き道路向きの出入りにしたことで、延べ床面積が1階56.1平方メートル、若干ほかよりも大きくなり、2階は47.7平方メートルで103.8平方メートルということで若干増えております。東向きにしたというのは、今も言います出入りのことと、今まで南向きに出ていますと、敷地南側に広くございますが、南端に防火水槽並びに出入り等で使う敷地等で、出動隊員が参集時に一時駐車するスペース等も確保しづらいということもあり、それをなるべく取れるように、東向きに計画相談させていただいて、させていただいたものでございます。

回答は以上でございます。

**川村委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 課長から回答してもらったわけやけども、要はホース干し場が建物の中に含まれているという図面やという説明やんな。階段は外にあったやつを中にしたということや。今、床面積、教えてもうた。これ大体1分団除いて29坪、30坪弱や。これを坪単価に直したら178万円ほどの単価になるわけ。この鉄筋、今建てたときに平米単価何ぼやねん。平米40万円にしたって120万円。鉄骨で建てて、何でこのくらいかかるねん。それと今言っているように、タイ



ル張り。タイル張りからクロスに変えて、面積は分らんけども、通常考えたら逆と違うんかい。タイル張りからクロスに変えたら下がらなあかんのと違うんかい。

私は、何も反対するわけでも何でも無い。屯所は大事なことやからな。私は担当として、いろんな形でしていかなあかん。今経費の話も出た。土木でも建築でも一緒やねん。直工に対して経費何ぼで決まっとるわけやん。ゼネコンていうんか、1,100点と言うたら大手のゼネコンと違うやん。中堅も行かへんやん。この辺でも1,100点というたら、県内どっさりあるわけやん。何でけえへんねん。1つは、葛城市に対するいろんなことがあると思う。たまたまこれ来たんが、ほとんど檀原の業者や。かとうも崎山も立派な業者や。900点以上、それ落としてきた。そらそんでええけども、あまりにも高額な金額ではないんかなというように思うのと、今言うたように何も絶対上げたらあかんとは言わへんけども、さっき言うたように本来から言うたら、1回、2回やって3回目に増額するということは基本的に本当に正しいんかというような言い方したらあかんけども、中見て、そら変わる場合もあるやろ。そやけど、予算があるさかいに、全部使ったらいいねん。そんなことはないやろと思うけども、あまりにもや。今まで、これ学校も皆やってきた中で、そら建物も小さい。小さいということは、単価も上がる。その代わり直工に対して経費も高いわけ。そやけど、このぐらい、本当に坪単価178万円も本当にかかるんかな。

何遍も言うけども、わし反対するわけでもなんでも無い。そやかて、その設計事務所がどういう積算したのか、俺知らんけども、あまりにも、俺これずっと聞いてはったらただ単に坪単価言うたら何ぼほど高いねん。普通、田舎建ての木造でいったって、この半分もせえへんと思う。屯所の中、そんなに中凝っていないやろと思う。ただ側あって、ALC板入れて、2階畳敷いて床したってそんな立派な床もしていないやろ。ほんで、下の車庫、普通のガレージだけと違うんかいと私は思うわけやけどね。だからその辺をやっぱりきちっとそらしてくれたんか知らんけども、あまりにも。

それと、どんだけ設計事務所と相談をして、どんだけ担当者なり、市の考え方を設計事務所に反映させたのか。あんまり言うたら何ぞ裏で設計事務所と相談したんかと思われたらあかんから言わへんけども、設計事務所そんなもの聞いたって言いよらへん。そやから、わしはホース干し場が、豪華なホース干し場をつくってあるのかな。例えば今鉄骨や。ところが今度は全部ステンでやりまんのやというふうなものにしてあるのかなとも思っていた。詳しいことは聞いていないので。ところが、中に入れてある、外にあったら濡れる。中から階段上って、階段でも、今まで外階段やった、濡れるから内階段にする。これも分らんことない。ホース干し場、これも濡れるから中にするということやと思う。ところが、それだけをして、本当にこれだけの金額がかかるのか。

あんまり言うたら、また、俺、消防団から突き上げくろたらかなわんさかいにあんまり言わへんけども、やっぱり消防団、今、必死になって災害が起きようが何しようがやってくれている。消防団、消防精神、何やねん。我が身を顧みず、それが消防精神やねん。今まだ消防団、それ生きているやん。現職の消防は生きていないけど。そんだけの仕事やってもうてるわけやん。そやから、建ててもらふことは有り難い。私、反対もしません。そら、いいこ

とやと思っている。やっぱりそんだけの活動してもらわなあかん。そらよう分かっているけども、本当に担当として、この金額妥当やと思うんかと言われたら、そら妥当やと思うと言わなしようがないけども、本当にわしは高いと思う。今、ここになって反対する気はないから、反対せえへんけども、例えば、これをして、今、耐震工事も皆やっている。そら、新築と耐震工事と違うやろ。しかし、この金額の率、当てはめていったら、本当にびっくりする金額になってくるやろ。

それと今逆算したら、その設計金額、今、落札金額、最低金額、単純に割ったら90%。ほんで最低制限。これは計算上これが正しいんか。と、こんなことは、また構ったらいかんけども、本来、最低価格というのはわし人間古いので今変わってあるのか知らんけども、最低というのは、こんだけの金額がなかったら、図面どおりできませんよという金額。そやから、ある程度の経費も、また、協力してもらてという形で最低制限価格を設けるわけ。設計金額から90%というたら、そのぐらい金額的に最低制限価格として、いいのかどうかということも、私個人は疑問に思っている。

だから、不足ばかり言うているようなことになるのか知らんけども、やっぱりそらきちっとやってくれると思っているけども、あまりにも金額的にあれやし、そんな1回、2回、3回せんと落札できへん。これも、何かがやっぱり原因しているからこうなって、今言うているようにただ単に設計の見直し、そんなんでは違うんかなと思うけども、そら言えんものもあるやろ。だから今後、やっぱりどんな工事であっても、その辺をきちっとやっぱりやってもらいたいということだけで、答弁できへんと思うさかいに、一方的な話か知らんけども、答弁できるんやったら答弁してもうたらしい。例えば、今言うているこの金額、こういうことで妥当やねんと。そやからその最低価格、これも計算上妥当やねんと言えんやったら、言うてくれたらいいやん。

**川村委員長** 竹本課長。

**竹本生活安全課長** 答弁の前に1点。先ほど説明で、説明不足、ちょっと伝わり方が悪かった乾燥塔につきましては、先ほどの平面図の建物の外にあるこの白い四角の部分が基礎ですので、真ん中の立面見ていただいたら、右側に壁よりちょっと中間より若干下のところで、横にひっかけ部分みたいな、こちら乾燥塔は外にございます。こちらが、今の乾燥塔は、火の見櫓形式で上に滑車等で架ける形式ですから、今回も同じく架けるんですけども、今自動ウインチということで、乾燥塔については、建物全体等の設計の中では、若干の経費が上がっている1つの要因かとは思いますが、それが全体に大きく原因でもないし、まず、設計単価等につきましては何回も見直し、並びに、技術職員等も一緒にご相談させてもらいながら、再度問題ないというのも確認させてもらいながら、設計価格あるいは経費も最終的に設計を上げさせていただいているところがございます。

それと最低価格でございますが、私もちょっと細かい計算式分からないですけど、全体の設計金額から計算式に基づいて最低価格というのは計算によってはじき出す数字になっておりますので、予定価格は工事請負の場合は設計価格イコールという形で今現在はやらせていただいているところで、これについては特に問題ないと認識しております。

以上でございます。

**川村委員長** 岡本委員。

**岡本委員** そういう答弁しかできへんのか分からへんけども、やっぱり担当として、最低価格についての計算式も勉強して、人に頼るんやなしにやっぱり見ていくのと、この中に県のいわゆる検査というんか、これは安全ですよという基準をクリアせなあかんということも恐らく含まれていると思う。それは何や言うたら、公共の建物については、それが必要やねんということになっていると思うねん。ところが、県のこういう建築の仕事の場合でも、完璧にそれをこなす設計に入っているのか。それを見ることによって、かなりの金額が上がってくる。そやから、それをある程度、県は専門家がおるよってか知らんけども、そういうようなことも自分ところで管理をしていく。自分ところできちっとするというようなことからして、単価を下げるといような表現したらおかしいけども、そういうことも節約している、ということも担当やったら分かっていると思うんや。そやから、そんなこともきちっと入れた中で、やっぱりこういうことをやってほしい。

俺言うたら文句ばかり言うのとしか皆職員取らへんけども、文句やなしに、やっぱり自分の金と違う、皆さんの血税や。これを絶えず頭に持ってほしい。だからできるだけ、いいものを安く安価で仕事をする。この考えを持ってほしいから、俺、嫌われることばかり言うとのわけや。今言うたようにこれだけの単価、ただ単に建築設計したらこんだけ出えへんやろ。しかし安全面、いろんなことを注文ついてあるはずやと俺思う。だから、そんなことも含めて単価が上がってあるのやろというふうに思う。勝手にしゃべるとけと思うんやったらそれでいいけども、私はそういうふうに思う。だから今後、夜中まで一生懸命仕事やってくれているのよう分かっているけども、やっぱり担当したら細かいところまできちっと勉強して、私はやってほしいということやってに、生意気なことを言うているけども、その点だけ今後きちっとやってもらいたい。

**川村委員長** ほかに質疑ありませんか。

増田委員。

**増田委員** 関連で聞かせていただきます。今のお話ですと、異常に高い建物になっているということで、結論として終わっておると。私、このままで承服できません。やっぱり、この単価の適正化について、もう少しご説明をいただきたいなと。市長からでも結構でございますので、この単価の適正化について、ご答弁、再度求めます。私は分からんので、これが高いか安いかわからんので。今の質問聞いていて、それであるならばということで、再度質問をさせていただきます。

それから2点目でございます。一般質問でも若干紹介もさせていただきましたけど、屯所の建替えということで、現状、どういうふうな弊害、今の場所が弊害としてあるのかなのか。一部弊害があるところについては、移動もされておるといような、これはもう各屯所ごとの団員の皆さん方とも協議されているのかなと。団長等の幹部の方との協議の結果、この場所に建替えをするということで決定をされたと思うんですけども、この場所を決定された経緯について、どのような議論があったのか、説明できる範囲内でお聞かせを願いたい

と思います。

**川村委員長** 竹本課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課の竹本でございます。

まず単価につきましては、先ほども言いましたように確認する中では、建設物価なり通常、ないものについては一部見積り等は取らせていただいていますけども、それも見積りの平均であったり、そこを調整しながら問題ない単価の設定で、異常値を使う単価設計は一切しておりません。経費につきましても、県のほうで出されている建築工事に伴う経費がありますので、それを活用して最終まで設計させていただいておりますので、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、それについては、担当としても、技術職員とも確認しながらさせていただいた中で問題ないと思っております。

場所につきましてはですけど、こちらにつきましては、もちろん場所の選定、建替えの計画につきましては、正副団長並びに各分団の正副分団長、幹部職員等個別それぞれ協議する中で、今おっしゃっておられる一部移動というのは、第4分団につきましては、今現在の屯所が前面の市道を挟んで太田川の河川ということで、曲がるのに出入りがしにくいということで、今現在の建設地の北西の地元土地改良区の土地で足田自警団の平成館の建っている敷地で、そちらの東側で余裕地がありましたので、地元と協議しながら、そちらで建設させていただいて、その後、今現在の屯所を取り壊し、先ほどの川沿いの道路との出入りもスムーズになるような形で、距離が出ますけど、逆にスムーズに出られる位置で計画をさせていただいております。土地改良区としても、それぞれ、今現在のところも土地改良区土地でその辺の協議も、建築後に改めての賃貸借契約を交わす予定で、協議も進めております。

答弁は以上でございます。

**川村委員長** 答弁漏れありますか。

**竹本生活安全課長** 設計の中にももちろん、解体と、もちろん取壊しの部分と、ほんで、一部、もちろん基礎杭も入っております、1分団が昨年度の12月補正でもさせていただいて、杭の地盤が弱いということでその分で通常よりも若干高い金額になっている部分で、全体ということがございます。

(発言する者あり)

**川村委員長** それぞれの6分団全部の取壊しと、全体の工事の費用ですか。それ求めたらいいですか。では、個々に言えますか。

**竹本生活安全課長** ちょっと、直工では分かれるけど、中にはその……。

**川村委員長** 竹本課長、今、委員からの質問は、後で、答弁漏れの部分は解体が入っていると言われましたでしょう。そしたら、各分団の個々の解体、それから総費用、総工事費用も含めて、ちょっと言ってくださいとおっしゃっているので、それが言えますかって聞いているんですけど。

**竹本生活安全課長** ちょっと、そこは設計を合わせて設計しておりますので、そこを整理し直して計算し直さないで。

**川村委員長** 全体で計算しているんですか。

竹本生活安全課長 全体というか、屯所ごとにはさせていただく。解体工事も建築工事も一本の工事になっている。

(発言する者あり)

川村委員長 それでも、個々には出ますでしょう。それぞれの。

竹本生活安全課長 それが発注の段階では、図面では示させていただいて、設計額は予定価格として提示でやっていますが、今この場で細かい数字までというのが、いいかどうか……。

川村委員長 何を言っているのか……。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時23分

川村委員長 それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

先ほどの増田委員の答弁でございます。

竹本課長、引き続きお願いをいたします。よろしいんですか。副市長ですか。

溝尾副市長。

溝尾副市長 お時間いただきましてありがとうございます。高いのではないかとというご指摘がいろいろあったと思います。細かいことをちょっと議論しても、多分皆さん、数字も手元にないのであれなので、今お持ちの資料からちょっとひもときますと、この建設工事請負仮契約書というものがあるかと思いますが、この金額を見ていただきますと、請負代金額が2億6,800万円程度となっております。このうち下のほう7番に書いておりますが、解体工事、これも細かい金額はあれですけども、大体、(2) 解体工事で2,500万円。2,600万円程度が解体工事となっております。したがって、工事、解体を抜きますと2億4,000万円程度の工事となっております。5棟なので、大体5,000万円弱ぐらいの金額となっているかと思われ

ます。これが高いかどうかでございますが、我々1つ材料として持っておりますのが、ほかの自治体で少し我々より大きい、我々大体100平方メートルぐらいですけど、140平方メートルぐらいの建物で、10年ぐらい前に建てているもので4,500万円程度。これ解体抜きで造ったものでございます。500万円の差がありますが、我々が高いように見えますが、10年前ですので、消費税も5%の時代でございますし、あと労務単価も東日本大震災や今回のオリンピック・パラリンピックの関係で大分伸びているという感覚がございますので、それを踏まえま

すと、今回の5,000万円弱というものがそれほど高いというふうには我々は思っておりません。ただ委員の皆様ご指摘のとおり、工事について安くする努力はもちろん我々職員としても必要でございますので、いろいろご意見を伺いましたので、より安い経費でできるように今後も努力していきたいと思っております。

以上です。

川村委員長 竹本課長の答弁はもうないとしてよろしいんですね。

増田委員。

**増田委員** 他の、私もその辺のところ、比較対照するものがないと、これが高いんか安いんか分からへんから、今副市長ご説明いただきましたように、他市の事例も紹介いただいて、比較させていただくと、そのぐらいが標準的な価格であろうというふうに解釈をいたしました。

それから2点目の新たに場所を移設するところと、同じところに建てるどころ、2パターンがあるわけなんですけれども、この第1分団の場所、私、今は南方向で出入りをされているのを東方向に出入りされるということで、多分計算されていると思うんですけれども、これ4トンでしたっけ。消防自動車は、4トンベースではないですか。2トンですか。

と言うのは、前の道路、そんなに広くないので、出にくくなるかなという懸念があるんですけど、その辺のことも十分計算されてかなと思うんですけれども。こんな前の狭いところで、また建てられたというのも私はあまりいかなものかなという気がします。

以前に、市長からご提案のあった消防署の候補地、あの議論のところでも周辺の方も懸念されておったのは、ヘリのお話ともう一つはやっぱり出動時のサイレンとか、地元の方からすると、やっぱりずっと慣れていただいているとはいうものの、近隣の住民の方にやっぱりご迷惑をかける点も再々あるのかなと。その辺の地元に対する配慮も十分お声も聞いていただいて、ここを候補地、予定地を決められたかとは思いますが、また、先ほど、団長と副団長、幹部との協議の上というふうにおっしゃられていましたけれども、団員等のお話も聞くと若干の違いがあったり、お話も聞いているんですけども、その辺の運用に当たって今後新しいものができたとはいうものの、地元に対する配慮も継続してやっていっていただく必要があるのかなということをお願いしておきます。

単価については、もう了解いたしましたので、ありがとうございます。時間を取らせてまして申し訳ございません。

**川村委員長** 答弁あるんですか。

阿古市長。

**阿古市長** どうもありがとうございます。単価的にどうのという問題があるというご指摘の中で、正規の単価であるということをご理解いただけたというのは、本当にありがとうございます。その中で、今ご指摘ありました消防団のこの屯所の話なんですけれども、やはり従前の場所がということでやはり選択がそうってしまった。確かにいろんなご意見はあると思いますが、従前の場所というのはそれなりに歴史がございますので、住民の皆さん方のご理解が得やすい場所やという選択肢の中で最終的な選考になったものだと理解しております。

それと、この事業といいますのは、災害に強いまちづくり、特に東南海地震等がありましたときに、今現在の屯所が耐震化されていないということが非常にやはり問題であるという認識の下に、かなりハードスケジュールの中で緊急防災・減災事業債を使える期限の中での建築を目指したものでございます。6つの屯所のうち5つが耐震化できていなかったということが、今回5つとも耐震化できるということになりましたので、かなり防災面では強い葛城市になっていくのかなという思いがございます。

消防署のほうは、いろんなご意見ございました。その中で断念せざるを得なかったですけ

ども、その中でもちょっと違和感のあると言いますか、違った情報が流れたのはヘリポートの問題、ヘリコプターの問題でございました。そのことにつきましては、当初から一貫して申し上げておりますように、ヘリコプター、ヘリポートの建築というものは予定にはなかったということだけは付け加えさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

**川村委員長** ほかに質疑はありませんか。

松林副委員長。

**松林副委員長** 5つの屯所の建替えということで、工事日程、いつからかかれるのかということもありますし、この5つの屯所、同時に工事にかかるのか。そういう1つの、第4分団かな。ここは取り壊して別な場所に移築をするという考え方のようでもありますけど、ただ、その工事がかかっている最中に、もし火災などが発生した場合に、ふだんの消防能力が十分に発揮できるのかという、そういう私としては心配もあるんですけども、そういうふうな部分はどうのように考えておられるのでしょうか。

**川村委員長** 竹本課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課、竹本です。ただいまの副委員長のご質問ですが、建替えに当たりまして、1、5分団除く2、4、6分団は、新たに建ててからの取壊しの計画をさせていただいておりますので、建替えまでは現状のところでの活動で継続という形を取らせていただいております。

1分団と5分団については、現状取り壊して建替えになりますので、それぞれ工事中のまづポンプ車の保管場所ということで、それぞれ各分団と近隣等調整させてもらいながら、1分団につきましては中央公民館の道路の新庄中側の駐車場内にあります市の今マイクロバスが入っている車庫を活用して、そちらの保管で、参集をそこでさせていただいて、平時の詰所等の活動につきましては、近隣の地区のコミュニティセンターとか公民館を活用されるということで、ご相談させていただいております。

5分団につきましては、當麻庁舎の西側の農村広場内の駐車場にございます昔の當麻町時代に町の職員が活用していましたポンプ車なり、マイクロバスを入れていた車庫に保管させていただいて、近くの商工会の當麻事務所を仮事務所ということで活用ということで、ご協議、関係各位とも同意を得ながら、その準備をさせていただいているところでございます。建築計画につきましては、取壊しからかかる部分、建築につきましては、詳細はまだ本契約後に業者との打合せになりますが、可能な限りは同等の工事なので、並行できるものは同時並行で行く方向ではさせていただく計画ではおります。

以上でございます。

**川村委員長** 松林副委員長。

**松林副委員長** 第2、第4、第6分団、それと新たに建て替えて、それまでは既存の施設でポンプ車等保管するというので、あと第1、第5分団につきましては、それまでの間、空白ができないように、中央公民館とか、當麻庁舎西側のところにポンプ車も収納して緊急時には対応できるようにするというので了解いたしました。ありがとうございます。

**川村委員長** ほかに質疑ありませんか。

杉本委員。

**杉本委員** ちょっとお聞きいたします。先ほど、増田委員もおっしゃったけど、第1分団に限らせて言わせてもらったら、今は駐車場向いてシャッターがあるから、僕、前、あっちに、今言わはったみたいに東側向けて早いほうがいいと言ったんですけども、駐車場が狭いと思うんです、第1分団って。例えば、緊急時にみんな急いで車とかで集まってきて、車止めたり何だかんだってするのに、もっと僕広げて、広げたり、周りの分団の人らの意見聞いて、土地を広げたりという話、前ちょっとさせてもうたと思うんですけど、それももう検討されなかったんですかね。同じ土地のところに建てるというのに、もうなったんですかね。前、ちょっとそれは、声、聞いてくださいという話をさせてもらったと思うんですけど、そういう声はなかったという認識でいいですか。

**川村委員長** 竹本課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課の竹本です。ただいまの杉本委員の質問ですが、以前からもご意見いただいている中で、もちろん先ほど答弁させてもらった計画に当たりましては、正副団長並びに各分団の分団長、副分団長と団員の代表としてそれぞれご意見聞きながらさせて、ほんで、今南向きで、先ほども言いましたように南の端に防火水槽がございます。南側の敷地で止められる有効台数なんて、本当に今はありません。それを今東向きにすることで、防火水槽を除く敷地、敷地の大体4、5割程度が駐車スペースになるということで、はっきり言って、それなりに2分団のように駐車場あるところ、4分団でも現実にはございませんとか、5分団でしたら全くないようなところもございます。そういったところで、その中で敷地を広げるというのは、当初からの、東向きに出ること、出入りしやすい部分と有効スペースが取れるということでご理解いただいた中で、最終決定をさせていただいております。

**川村委員長** よろしいですか。

ほかに質疑は。

岡本委員。

**岡本委員** ちょっとさっき聞き忘れたんやけども、情報公開、これ情報公開出してんねんけど、仕様書、全部黒塗りになってあるねんけど、数量ぐらひは公表できへんのかということがまず1点。

それから、今のところ3月19日竣工になっていると思うねんけども、これ、竣工できるんかということと、先ほど、課長の答弁あって、タイルからクロスに変えて値上がりしましたという答弁あるわけやけど、これ訂正する気あるのかないのか。誰考えたかて、タイルよりクロスが高くなることはない。だから今の機会に訂正するんなら訂正しておく。

それと、もっと突っ込んだら、さっきに、ホース干し場、ステンと違うかという話をしたやろ。今、増田委員もいろんなことを聞いてはんねやったら、そのホース干し場についても、例えば特注品なら特注品やというようなことを説明して、ほんで金額が上がるというんならもっと納得してもらえと思うわけやんか。

そこらをもっときちっとやっぱり説明すべきものは説明せなあかんねん。わし根性悪で高い高いと言うてんのと違うわけやんけ。そら解体のときにアスベストも入ってあるやろ。そ



やけど、ここに2,000何ぼの金額出たる、これも分かるやん。ただ、わし知らんのに高いということもこれは言われへん。そやけど、この金額見たら、坪数から見てかなり高い金額になっておる。それは、いわゆるアスベストの処理費が入ってあるという解釈もできるから、これは高い安いの議論は私はできる立場にないので、そやからやっぱり課長、もうちょっときちっと説明しないと、ただ単にわし言うているように、高い高いと言うているのと皆思っではるのか知らんけども、中身を説明したら、もっと分かりやすいのと違うかなということ、私は思う。そやからまず、この情報公開で全部真っ黒けになってある。そうしかできへんということになるのかということやな。

それから工期、3月19日に明示されている。

ほんで、もう一つや。監督の問題。主任技術者の問題。これがいわゆる5個分団、一括請けて、1人で、恐らく1人やと思う。それで本当にいけるのかどうか。いけるから、そうなっていると思うけども、もし改正になったら改正になっているとか、それも、一緒にもう一遍教えてほしい。

**川村委員長** そしたら、まずさっきの例えばタイルをクロスに変えたと、それで高くなっているのは、それが正しい答弁なのかどうかとかいうところをきっちり意識して言ってください。そのところが今多分問題になっておられると思うので、そこから、それとかホース乾燥塔のステン部分ですか、そんな部分、それについてどうなのかというところから始めてください。さっきの答弁をベースに言ってください。

竹本課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課、竹本です。先ほど、今回の3回目の発注で設計額が約590万円の中で、確かに工事の仕様として、左官工を減らすためということで、工種の日程段取りの中で、タイル張り工からクロスに変えたという中で、現実それ以外にも単価の見直し等、経費等の再確認をさせてもらう中でやらせていただいていますので、私の勘違いで申し訳ございませんが、その工種だけで、工種が原因で上がったのではなく、全体的な単価等の見直し調整の中で上がったものということで、その分については、詳細については再確認をさせていただいて、先ほどの部分については、それが原因の増額ではないということは、まず訂正させていただいて、詳細については、また後刻報告させていただきたいと思います。

**川村委員長** 西川補佐。

**西川生活安全課長補佐** 生活安全課、西川でございます。よろしくお願いたします。

先ほど岡本委員から、2回目の設計金額と3回目の設計金額を変更しているのはどうかというような問いがございました。その内容につきましては、直接仮設工事費で見直ししている中で、フェンスバリアードや交通誘導員等の見直しをする必要がございましたので、その結果、設計金額約595万円の増額させていただいたものでございます。

また、増田委員からホース乾燥塔についてのお問いがございました。ホース乾燥塔単体での工事というものでいきますと、直工ベースで約700万円かかっております。こちらにつきましては、鉄骨造のもので基礎等も必要になり、かなり高額な工事となっております。

(発言する者あり)

**西川生活安全課長補佐** あと、監理技術者の件、今、岡本委員からご指摘のほういただきました。今回、ご指摘のとおり監理技術者は1人というふうにさせていただいております。これにつきましては、事前に、県の建設業・契約管理課や近畿地方整備局、建政部建設産業第一課のほうに問合せをさせていただきまして、確認をいたしております。工事に関して、市が業者と連絡体制をいつでも取ることができるのが可能であれば1人でも可であるというのが県からの見解。また、近畿地方整備局からは、1人の監理技術者で5ヵ所の工事管理が可能なのかというところが一番の問題になるということで、部材の発注や下請との調整といったところが5ヵ所関連しているのならば可能だと考えられるというようなお答えをいただきましたので、今回、監理技術者は1人という形で進めさせていただいております。

以上でございます。

**川村委員長** 副市長、そしたら、さっき、今言うている。

(発言する者あり)

**川村委員長** そうそう、工期も抜けているし、それから、今、答弁が間違いなのか、さっきのクロスの件が。そういうことを含めて、その整合性というか、先ほどの答弁ときっちり、ここが原因やというふうな捉え方もされているところをきちっと訂正していただく部分は訂正していただきたいと思います。

さっきのそしたら、工期やね。これは誰がそしたら、西川補佐、言っていたくんですか。工期について。

西川補佐。

**西川生活安全課長補佐** 生活安全課、西川でございます。工期につきましては、仮契約書、今ご提示させていただいておりますそこに記載のとおり、令和3年3月19日をもっての完了ということを目指しての執行を予定しております。

以上でございます。

**川村委員長** そしたら、副市長。

**溝尾副市長** お時間いただき、ありがとうございます。金額の増加につきましては、今答弁申し上げましたとおり、交通警察員増加による変更のものだというふうに認識をしています。また、ホース乾燥塔の経費、さっきの解体2,500万円の中には入っておりませんので、700万円消費税抜きなので七、八百万円ぐらいになると思いますが、それが5個ならば3,500万円、またかかると。

あと坪単価の概念も、皆さん思っている定義がそれぞれ違うかと思います。延べ床でやったり、税込み税抜きでやったり、そこ、ちょっと皆さんの頭の中では違うかと思うので、なかなか議論も難しいかと思いますが、総額と申しましては、先ほど申し上げましたとおり大体5,000万円弱ぐらいで建っております、ほかの自治体の経費とも比べると、それほど高くはないか、むしろ、結果としては安いぐらいではないのかなど。そこと比べますと、なので1つと比べてどうなんだというご意見もあるかもしれませんが、1つ比べると、高いわけでは、それほど高いわけではないと。ただ普通の家から比べると、高いように見えるかと思うので、今回いろいろご意見いただきましたので、適切な答弁ができるように、

もっともっと我々も努力しないといけないと思いますので、ご理解いただければと思います。

(発言する者あり)

**川村委員長** 竹本課長。

**竹本生活安全課長** 生活安全課の竹本です。情報公開につきましては、他の事例での情報公開に倣う形で、やっぱり設計単価等を特に建築の場合は、発注の段階でも数量を示さず図面提示だけということでございますので、そういうことで最終の単価、数量抜きの上の部分だけの部分公開という形で回答させていただきました。

以上でございます。

**川村委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 情報公開の話で、建築の場合、図面やという話をしているけども、実際、図面と数量両方出さんと、図面だけでいって数量漏れてある場合とかあんねんから、そんな図面だけということないと思う。だからそこらもちょっと考えて答弁してくれな俺あかんと思うわけや。

それと、今言っているようにタイルだけやあらへん。左官も含めて、まあ言うたら減額したということや。交通誘導員だけで500万円、今の説明やったらそうなるわけや。ほんなら、減額何ぼして、誘導員500万円、膨らましたということになってきたら、1,000万円からの増額なかったら計算できへん。タイル、左官工事、例えば500万円減額しているんやったら、誘導員増やしたって金額変われへんはずや。そうやろう。それにタイルと左官を減らして、ほんで交通誘導員だけで500万円増やすということになってきたら、単純計算したら倍になるやないか。

いや、根性悪言うてんのと違うで。うまいこと説明してくれんと、何も俺は知っているとかいうことではないのやけども、誤解招くわけや。

それと、まあ言うたら3月19日、目指してやりますということやけども、少なくとも完成しますと言うてくれんことには、繰越しかいってまたなるわけや。繰越しというのはもう日常茶飯事と言うんか、当たり前や。今聞いていたら、3月19日、工期は決めていますよ。実際もっと遅れまんねん。もっと言うたら起債かて繰越しできまんねんと言わんばかりの話やとわしは思うわ。

そやからここで答弁してくれるのやったら、ぴしっと工期までにあげますということぐらいは言うてほしい。その中でいろんな事業があつて、どうしても繰越しせなあかんという場合も出てくるやん。そこらいちいち俺反論するのと違うけども。

それと、技術、1人、県に聞いたら、綿密にと言うことやから、よっぽどきっちり詰めていかんと変更も出てくるやろう。それこそ、今の職員が1人か2人常駐ぐらい張りつかんと、俺この工事は完成できへんと思う。だからどういう組織体制になるのか知らんけども、兼務でしていたのでは、なかなか俺は監督できへんと思う。どうせ監理・監督、業者委託するさかいに、その人がみんな責任持ってすんねん。そらそうかも分からんけど、それはあかんがな。そこらもきちっと、まあ言うたらやってもらいたい。今は、途中から、そら組織の改編しやんのかどうか知らんけども、そこらも含めてやっていかんと、ただ単に兼務いけまんねんと言うだけでは、わしは立派なものではできへんのと違うかな。文句ばかり言っているよ

うに見えるのか知らんけども、もしそれで、偉そうに言うなと言うなら、反論してください。

**川村委員長** 溝尾副市長。

**溝尾副市長** いろいろご意見いただきましたので、しっかり努力していきたいと思います。

**川村委員長** しょうがないですね。そういう答弁ですから。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第73号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村委員長** ご異議なしと認めます。よって議第73号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで、職員の入替えになるんですが、お昼になりますので、休憩を取って、調査案件という形にしたいと思いますので、再開は13時30分になりますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午前 11時52分

再 開 午後 1時30分

**川村委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。初めに、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件について、理事者より報告願います。

松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部の松本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、調査案件であります尺土駅前周辺整備事業に関する事項につきまして、ご報告申し上げます。尺土駅前周辺整備事業につきましては、6月議会で報告させていただいた内容とほぼ変わるところはございません。現在2件の方と計画に沿った用地取得に向け交渉を行っているところでございます。

1件の方につきましては、八川地区への代替えの移転の方向で令和2年度において契約できるよう努力をしているところでございます。契約のところでございますが、まだ契約に至っていないという状況でございます。

別の1件の方につきましては、条件面におきましても折り合いがなかなかつかず難航しているという状況でございます。葛城市において重要な事業と認識しております。法的な手段を取る準備も必要な時期であると考えているところではございますが、引き続き粘り強く努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**川村委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問ございませんでしょうか。

増田委員。

**増田委員** 今部長の方から変わらんと、3か月、変わらんとということでございました。これだけやったけども進まなかった。何もしなかったので進まなかった。どちらですか。

**川村委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。よろしく申し上げます。増田委員のご質問についてですが、今、進んでいないというところは用地交渉でして、用地交渉には随時足を運ばせていただいております。平成2年度については、1名の方は。

**川村委員長** 平成じゃないですよ。

**安川建設課長** そうですね。すみません。令和2年度につきましては、1名の方については3回、もう1方については2回ということで足を運び、交渉には行かせていただいております。

以上です。

**川村委員長** 増田委員。

**増田委員** 私は3か月間のスパンで、前回から進んでいないというふうに部長おっしゃられたので、この3か月間3回行った。2回行ったということで、そういうふうに理解していいんですね。そういうことですか。6月から以降の交渉、経緯というふうに理解していいわけですね。

**川村委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課、安川です。6月以降については、1名の方は2回、1名の方は6月以降は1回行かせていただいております。

**川村委員長** 増田委員。

**増田委員** 2回、1回、合計2件の方に対して交渉に臨まれたと。その結果、なかなか進展しなかったと、こういうふうに理解いたします。やっぱり、そういうふうに汗かいたというご報告をしていただかないと、見えないので。さっき私ちょっと失礼な表現しましたけども、行かんかったら進まん。当然ですわね、これは。待っていたかて、交渉進まない。先ほどございましたように、根気よくと言いますか、足を運んでいただく。先輩議員も以前からおっしゃられているように、やっぱり汗をかいて、しっかりと交渉に臨んでいただくということをお願いしておきます。

**川村委員長** ほかに質疑はありませんか。

松林副委員長。

**松林副委員長** 駅前開発のインフラというんか、そういう設備面でちょっとお伺いをしたいと思うんですけど、尺土駅のアンダーパス、地下道なんですけれども、最近は非常に内水氾濫とかそういうような部分が多いので、アンダーパスのそういう内水の氾濫というこういう分も。地

下道を潜りますと、平成29年9月、これで1メートル30センチメートル、内水氾濫溜まったという、それで、平成30年4月には1.5メートル、内水氾濫来た。地下道の駅前整備の事業と進めまして、こういう防災・減災に関わるこういうような部分、前からこれ1つの課題かなと思うんですけども、こういうような部分の改良、改善、ここらのことはどのようにお考えでしょうか。何か対策等を考えておられますか。

**川村委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。最近、アンダーパスの浸水ということではありますが、アンダーパスの今現在のポンプの管理については、近鉄がやっていただいておりますので、今度の改良後は、市のほうでポンプを改良した中で整備するということとなります。

以上です。

**川村委員長** まだ答弁ありますか。答弁漏れね。安川課長。

**安川建設課長** 答弁漏れです。対策については、外周の水路は改修を終えていますので、その辺についてはある程度は対応できているかと思えます。

以上です。

**川村委員長** 副委員長。

**松林副委員長** 尺土駅に関わらず、今度、次の議題に上ります国鉄・坊城線もそういう高架のアンダーパス、そういう状態になると思いますので、今後そういうような部分をやっぱり特にそういう管理の部分というか、中に溜まった水の排水くみ上げ量のポンプのそういうような部分にも関わってくると思うんですけども。僕がちょっと思いますのが、そういう水の溜まったところに車が進入してしまうと、やはり惨事を招きますので、やっぱりそれまでに少なくともそういう水が溜まれば、こういうサイレン燈を鳴らすとか、そのような形で取りあえずまた今後も対策も考えていただきたいなと思います。

以上です。

**松林副委員長** ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

**杉本委員** よろしくお願ひします。先ほどの増田委員とちょっと関連しているんですけども、しっかり足を運んでやっておられるというのは分かっているんですけども、僕、これずっと長きにわたって聞いていたんですけど、ちょっと気になるんですけど、最終契約というか同意に至るまでの距離感というか、手応えのないのに行ってもしょうがないわけで、そういうの、何て言うんですか。改善されていっているんですか。どういう状況なんかというのをちょっと言える範囲で、行ったらいいというわけではなくて、かけ離れているのか近づいていっているのか、その辺ちょっとお聞かせ願ひたいです。

**川村委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。交渉の手応えというかそういう話だと思うんですけど、1名の方については、今月中には一度足を運んで、契約に向けて進みたいと思っております。それについては、今、補償の額、家屋補償の額が確定しましたので、それを持ってお話に行って、契約に結び付けていきたいと思っております。もう1名の方につきましては、今まで何回も

足を運んだ中で、門前払いとかいう形が多かったんですけど、最近は家のほうに上げていただいたりというのがあってきたかなということで、少しは話も聞いてもらえるところには至っているというような状況であります。

以上です。

**川村委員長** 杉本委員。

**杉本委員** ありがとうございます。努力していただいた結果が出てきた。これから出そうだという認識しておきます。引き続き、足を運ぶというのは結構大事なことやと思うので、よろしくお願いしておきます。

以上です。

**川村委員長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** 質疑がないようですので、本件につきまして、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** よろしくお願います。それでは、2つ目の調査案件であります国鉄・坊城線整備事業に関する事項につきまして、ご報告申し上げます。

まず、JR和歌山線柿本架道橋改築工事委託について報告させていただきます。

JR施工分の架道橋工事委託における大型のボックスカルバート部分が、この8月31日をもって完成いたしております。引き続き、軌道及び電気工事の施工を進めていき、令和3年3月末完成の予定でございます。

次に、市が施工する部分として、連続する西側、東側の取り合い部分のボックス構造体及び道路改良工事につきましては、今年度の国費の配分の関係から工事内容を検討しており、順次進めていく予定でございます。この市施工分の工事完了後に、地下埋設物の本設工事を施工していく予定となっております。このJR架道橋部分の工事につきましては、長期間にわたり通行止めとなっており、地元住民の方には大変ご迷惑をおかけしておりますが、早期完成に向け、取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、道路改良工事部分について説明させていただきます。JRより東側、本年度の工事予定につきましては、令和元年度までに用地取得が完了している区間の道路改良工事の発注、契約までを完了しており、間もなく着工、着手する予定となっております。用地交渉につきましては、引き続き鋭意努力し、事業完了を目指したいと考えております。

以上でございます。

**川村委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問ございませんでしょうか。

岡本委員。

**岡本委員** 今、部長説明あったようにJRの敷地の東、西の用地買収はもう既に全部終わつとると解釈してんねんけども、まだ終わっていないのかな。そやけど、一応東、工事発注するということになってきたら、JRの境界から100メートルぐらいは最低工事できんねんやろ。西側

も工事ある程度やってきて、今、取り合いのところだけ残っているということやん。それで今話聞いたら、本年度、令和2年度の国費がゼロか、少なかったんか知らんねんけども、今の予算計上してある予算の範囲内で、一応、線路の両側の工事の完成までの費用は予算がないということかいな。それとも、用地がまだ残っているというふうになってあるのか、その辺どうなるのか。用地は全部できていますよ。そやけども、国費がつかなかったの、予算はあるけども使われへんねんというふうになってあるのか、ちょっとその辺だけ説明願いたいと思います。

**川村委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。まず、用地についてですが、西側の部分については用地は済んでおります。東側の部分については、工事に係る分は1件未契約となっております。工事、今現在JR委託でボックスカルバートのボックス構造体が完成しましたので、その取付工事についてなんです、今年度予算としては取ってはおりましたが、現在ちょっと内示額が思っていたより少なかったもので、それで、要望した中で配分を増額してもらうという調整を行っている中で、西側部分については執行していけるかなというところを調整しているところでございます。

以上です。

**川村委員長** 岡本委員。

**岡本委員** ちょっとわし勘違いしているのか知らん。西側は用地買収ができていますよと。東側がまだできていないとこういう解釈になるんかいな。ということは今言われているように、今、発注しているのはJRの敷地、この分と取り合い分、いわゆるアンダー分やんな。それ何メートル行っとんのか知らんけど、例えば西側やったら30メートル、東30メートルになってあるんか知らんけども、その分も含めて今委託しているわけやろ。十何億という中には。それで、用地買収できへんだら、その工事かかられへんわな。そやから、西側はできていますよと。今の話であつたら、内示割れはしているけども、西側部分はできると。今年度中に。東側部分がでけへんとそういう解釈かいな。それとも、内示割れして、してんねんけども、用地はもう既に出て上がってまんねんと。ほんで、例えばJRに委託している分やな、この分がきちっと令和2年度末までに完成できる見込みがあるのかないのか。

そこらちょっと分かるように説明してくれへんかな。と言うのは、俺解釈しているのは、西側はできまんねんと。東はちょっとしんどいねんというねんけど、何がしんどいねんと。用地はできてあるねんけど、金ないねんというのか、いや、用地もできてまへんねんというのか、ちょっとその辺もう一遍教えてほしい。

**川村委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課、安川です。JRのボックス構造体の分は、この8月末で施工完了して引き継いでおります。それから市が施行する部分、西側と東側につきまして、内示額が下がった関係で、西側のほうは施工できる見込みですと。東については内示額が落ちたので、その部分についてと、用地もまだ残っておるので、どちらの理由にもより施工を今見合わせているという状況でございます。



以上です。

**川村委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今課長ちょっと理解できへん。西側もできるねんと。東側は用地も残ってんねんと。内示割れもしているけど。ところが、もう名前は出さへんけども、あそこに農地とハウスとあるやんか。ハウスの補償は終わっていたのと違うん。ハウスの土地の土地代と補償の金を執行してんねんやろ。まだ、それもしてないの。その一番際の農地だけがあかんのか。

**川村委員長** 1件というのが、1件済んでいると言うていたね。さっき。その1件が今岡本委員の言っている1件なんですか。そしたら。そこの話が。

**岡本委員** 名前言われへんがな。

**川村委員長** 名前は言われへんけど、1件済んでいるというのは、その1件になっているのか、なっていないのかだけ教えてください。

部長。

**松本都市整備部長** 松本でございます。東側の部分につきまして、今おっしゃられた部分につきましては、工事ヤードとして今借地をしているところでございます。そこはまだちょっと用地が完了していないというところでございます。それで、この道路改良工事で今年度に行く予定の部分はもっとずっと東の部分でございます。点在して用地交渉をして、取得した部分についての工事をする予定でございます。

以上です。

(発言する者あり)

**川村委員長** いやいや、途中やから、もう聞いてください。確実に。

**岡本委員** 俺の言うているのは、分かりにくいんだけど、今言うているやん。工事発注した分あるやん、JRに。それ理解してくれていると思うねん。それで、西側分はできまんねんと。それも分かるやん。東側分について、今言うのは借地やと言うているけども、借地にできてあるのやったら、土地の買収できるのと違うかと俺思うわけや。今、言うているのは、際は借地にしているけど、もう東側は買収終わってあるわけやろ。ハウスの分とか。それも終わっていないの。ということは、東は全然終わっていないということかいな。際は、際の農地はできてあるの。ほんで向こうが、今再三予算上がってきているやん。補償とか。平成31年も上がったし、令和2年にも上がってあるやん。予算がや。それをまだ執行できていないというんかい。それが内示割れか。工事が内示割れか、それとも、内示割れになってあるけども、用地がうまいこといけたら用地の金はあるねんということか。それとも、いやいやとてもやないけど、用地も工事も金ないねんということになるのか。それどっちよ。

そうせんとこんな何ぼ議論したかて、分かりやすいように言わなしようがないやんか。要は、JRの敷地の分、これは8月まで完了しているとかというのは分かるやん。そやけど、取り合いあるわけやん。取り合いもJRにせんと、うちが直接手をくだされへんやん。うちで言うたらあかん、行政か。今言うたように境界から30メートルになるのか、40か知らんで。その間だけは取り合いはJRでもらわんと建設工事でけへんやんか。それは、用地をきちっとこなさんとやんか。工事でけへんやんか。ほんだら今部長の話やないけど、もっと西、

工事しまんねんというのもいいやん。そやけども、今ボックスカルバートできてあるのやったら、そのアンダー分も完成せんとやな、向こう行ったかて、肝腎のこれだけの予算、完成するということは考えへんのかと言うねん。

ほんなら、長引いていつまでもJR自身も工事が引っ張るんと違って、工事は工事で完成をして、あとは西側できてあるのやから、東向いて順次やって行きまんねんと言うんやったらいいけども、ここはまだ出来てまへんねんけど、下、用地できたところへ行きまんねん。それも分からんことないけど、やっぱりきちっと上げる場所は先に上げていかないと、やっぱり具合悪いのと違うかなと思うねんやん。それで、俺何遍もしつこく聞いているわけ。

だから今言うている意味もう一遍言うたら、東側は工事かかろうと思ったかて、用地ができてまへんねん。今言うている影響ない東側はできてあるさかい発注しますねんと。こういうことでいいわけか。

ほんなら、今言うているように、その部分をいつするのよ。その建設工事はいつするの。それはいつ用地できるか分からへんさかいに未定やと言うんか。それはちょっと計画持ってやらなあかんと思う。そうしか、今のその分だけやなしに、ここ止まってあるということは、JRの東側の南北の道路も通られへんわけやんか。そりゃ東回ったら通れんで。西側かってそうやろ。住宅だけは辛うじて通っているけども、一般通られへんわけやんか。そやから、やっぱりその分を先に上げるべきやと思うさかいに。

ここで議論してもしょうがないけど、その努力だけやっぱりしてやってほしいと思うわ。地元のことを考えたら、やっぱり先にせんなんところほどこやということを決めて、集中的に用地買収をして、その分だけ早く上げる。できるだけ令和2年度中でも、努力をしてやってほしいと思うわ。えらい、すみません。

**川村委員長** いや、今岡本委員から意見言われて、さっきの答弁あるでしょう。そこときちっと整合性ありますか。今言われた西側東側の話も含めて、もう一回きちっと答弁してください。でないと、この委員会、何か。分かります、皆さん。

(発言する者あり)

**川村委員長** 関連聞く。

ほんなら、増田委員。

**増田委員** 以前から私この通行止めのことに関して、非常に地元の生活に弊害が起きていると。笛堂、JRから向こうから笛堂から新庄方面、市役所なり国道のほうに出向く一つの幹線が途切れただまま、もう何年ですか。2年ですか。切れているわけです。非常に日常生活に買い物も含めて弊害になっているということを念頭に、十分頭に入っただけの今日に至っていることやとは思いますが。そういう意味で、各議員の皆さん方が、早くそういうその弊害を、工事を前向きに進めていただきたい。地元の方もそういう強いご意見を伺っていますので、めどのつく、西がどうや東がどうやなしに、あの通行止めがいつ通れるようになるのか。その辺の明確なといいますか、めどを立てていただく。もしくはちゃんと実行していただくということを、私も、お聞きなりお願いをしたいところなんですけども、再度ご答弁できますかね。そういうめどということに対して、通行止めを解除する時期ですね。

**川村委員長** 課長、答弁いただくときに、最初の話から、きちっと。これ委員長報告するのに、もう言われて首だけ振ってくださったり、いえいえって、こんなん何も表れないんですよ。委員長報告どないしてしますの。だからきちっと、申し訳ないんですが、岡本委員からの質問も含めて、西側、東側の状況をもう一回整理して言っただけじゃありませんか。増田委員の通行するというのも、それを最後に付け加えていただいたらいいですけど、ちょっと整理してください。こんなん全然分かりません。私は分かりません、何を言うてはんのか。申し訳ないんですけど、ちょっと時間取ってもいいですから、いいですか。いけますか。

安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。まず、岡本委員の質問の西側、東側の取り合いの話からなんですけど、当初、予算につきましては、どちらも施工するという話で進めておりました。ただ、内示の関係で、西のほうでないとちょっと執行できないかなということとなっております。

先ほどお尋ねになっていました借地、1件の方という私が説明させていただいた方については借地として、構造物もあるという話であったかと思うんですけど、その方については、税の猶予制度の手続の関係で遅れていまして、それもめどが立ちましたので、近いうちには契約できて、用地のめどが立つかなというところではございますが、東部分については、内示の額が低かったことにより施行をちょっと今のところに見合わせておるというところがございます。

増田委員のお尋ねの通行止めの件につきましては、西側、東側の工事はちょっと時間がかかることとなります。以前、地元の説明会においては、全面開通は令和4年の4月以降になりますというお話でさせていただいたんですが、ちょっと今その内示割れの関係で施工ができない部分がありまして、ちょっと今の時点ではいつから全面開通をできるかという話ではできないんですが、早々に検討させていただいて、分かる範囲ですぐ地元の説明させていただくと。理解を求めるといって進めていきたいと思っております。

以上です。

**川村委員長** 通行の件は、それと、議会の方にも、そういう通行できる状況という報告も重ねてお願いしたいと思っております。

**安川建設課長** させていただきます。それと全面通行はという話なんですけど、まず、歩行者だけでもまず通す。引き続き、自動車、車両を通していくということも考えられますので、何らかの方法で通行には極力支障のないように進めていきたいと思っております。

以上です。

**川村委員長** そしたら、皆さんご理解いただきました、これで。

ほかに質疑ありましたらどうぞ。

松林副委員長。

**松林副委員長** 今のちょっとお話を伺いまして、私なりに思ったんですけども、国鉄・坊城線のほうの整備事業で何が一番、工事進めていただくことは非常に大事なんですけども、整備事業で西と東に分断されていることが非常に問題であるかなと。だから、多分岡本委員の言われたことは、一貫性を持って、やっぱり西と東を取りあえず通してくださいと。これがなければ

やっぱり工事進めるんでも、いろんな面で支障が出てくるということで、やっぱり工事、飛び飛びですのもあれなんですけども、やはり、取りあえずは西と東を通していただいて、地元の住民の方の利便性とかそこらも考えていただきたいと、こういうことではなかろうかと思うんですけども、そういうような面でもよろしくお願いを申し上げます。

**川村委員長** 答弁は。

**松林副委員長** 答弁どんな。僕の言うていること、おかしいですか。

**川村委員長** 頂けるんですか、答弁。

安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。今、おっしゃっていただきましたことにつきましては、柿本区、地元の方にも意見は常にいただいているお話でありますので、それを一番念頭に置きながら工事を進めていきたいと思っております。

**川村委員長** よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** ないようであれば、本件につきましても本日はこの程度にとどめたいと思います。

それでは次に、行財政改革に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして理事者より報告願います。

吉村総務部長。

**吉村総務部長** 総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

行財政改革に関することということでございます。過日の8月臨時会におきまして地方創生臨時交付金事業に該当するとして予算計上させていただき、ご議決いただいた2点について報告をさせていただきたいと思っております。

御存じのように、地方創生臨時交付金の中で、このコロナ禍における新しい生活様式に対応した業務改革ということで行政のデジタル化ということが国のほうでも推進をされておるところでございます。そういった関係で今回葛城市におきましては、電子決裁システム、それから、電子入札のシステムというものを導入するというご議決をいただいたところでございますけども、概略程度の説明で終わっていたかと思われまして。今回実際の細かい制度設計までは至ってはおりませんが、その後進展をしております概要ですとか、スケジュール、そういったものについて、ご報告をさせていただければというふうに考えております。

詳細につきましては、それぞれ電子入札につきましては管財課、それから、電子決裁につきましては総務財政課が所管をいたしておりますので、それぞれの担当のほうから順次説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

**川村委員長** 吉田課長。

**吉田管財課長** 管財課の吉田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

管財課の方からは、電子入札の導入につきまして、導入に係る費用及び今後のスケジュール等について説明させていただきます。電子入札を導入するに当たりましては、電子入札シ

システム、契約管理システム、電子入札コアシステムの3つのシステムを導入し、運用していくこととしております。また、費用につきましては、イニシャルコスト、初期費用といたしまして、システム合計で税込み951万6,100円。ランニングコスト、運用費用といたしまして、税込み612万9,200円を見込んでおります。

次に、今後のスケジュールになりますけれども、契約方法について競争入札またはプロポーザル方式かの検討を行いまして、10月実施の業者選定委員会に諮り、11月上旬から中旬頃に事業者を決定いたしまして、その後、システムの実証実験、操作研修、業者説明会を経まして、システムの導入完了を令和3年3月と予定をしているところでございます。

また、令和3年4月以降、電子入札の案件対象といたしましては、奈良県の公共工事等電子入札システムで利用者登録をされ、環境が整っておられる建設工事及び測量コンサルタント事業者から順次対象といたしまして、市内の小売店等の事業者におきましては、環境整備が必要ということで郵便入札での対応も検討してまいります。

なお、添付資料といたしまして、2ページ以降に、2ページには電子入札導入に係るメリットについて、3ページには県内12市の郵便入札、電子入札の導入状況についての資料を添付させていただいております。

以上、簡単ではありますが、電子入札導入につきましての説明を終わらせていただきます。

**川村委員長 堀川補佐。**

**堀川総務財政課長補佐** 総務財政課、堀川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の電子決裁に係る資料のほうをご説明させていただきます。

まず1枚目ですが、大きな1番目の電子決裁の導入につきましては、新庄、當麻の両庁舎間の移動を削減し、市長、副市長等の決裁において3密になっている状態を解消することができるもので、万一職員が新型コロナウイルスに感染した者が出た場合でもリモートで決裁を受けることができることから、感染症対策として効果が見込めるものと考えております。さらに、近年では、書庫スペースの確保も問題となっておりますが、電子決裁により保存文書が電子化されることから課題解決にもつながるものと考えております。

この電子決裁の導入につきましては、一昨年、平成30年度の業務改革推進プロジェクトの検討内容の1つとして、文書管理改善をテーマとして含んでおりましたが、その中で電子決裁を含んだ文書管理システムの導入についても検討しておりました。当時は、公文書の改ざん対策や書庫の保管スペースの確保等の観点から効果があると考えたものの、イニシャルコスト、導入コストが高額となることから、市の持ち出し費用を少なくできる補助金等の財源を模索することとしておりました。今回、地方創生臨時交付金事業において、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等に関する事業のうち、行政手続のオンライン化、電子処理化に対応する事業として対象となったことから導入をさせていただくものでございます。

その下の電子決裁の大きな2番目、電子決裁のメリット・デメリットについては、それぞれメリットとして6項目、デメリットとして4項目を挙げております。これは、一般的に考えられるものではございますが、まず、メリットとして挙げている1番目、2番目、4番目

の決裁時間の削減や移動時間の削減、書庫スペースの削減や確保につきましては、上の段でも説明させていただいたとおりでございます。

3番目の紙の使用量の削減につきましては、紙媒体の決裁から電子文書化された決裁へと移行することで、消耗品費で購入しているコピー用紙等の削減、印刷製本費で支出しているコピー使用料の削減ができることとなり、電子決裁、電子文書化への移行が多ければ多いほど歳出削減につながるものと考えております。デメリットにつきましては、收受した紙文書、原本の保存は、一般の市民の方からの申請や事業者あるいは国、県から收受した紙文書についてとなりますが、決裁としては文書をスキャナーで取り込みまして、電子決裁にすることができるものの、紙媒体の原本につきましては保存する必要があります。また、その際に2番として挙げておりますが、電子文書化するスキャンの手間が連動して発生いたします。さらに、市長、副市長への決裁の際に十分な説明ができるかや、見読性、いわゆる可視性でございますが、こちらの確保などもデメリットとして挙げられております。これらのデメリットにつきましては、電子データの変換や可視性、見読性につきましては、それぞれスキャナーや大きめのディスプレイの機器導入によりまして、電子決裁しやすい環境を整備し、決裁の際の説明につきましては説明用の専用シートを整備するなどして、デメリットの解消に努めたいと考えております。

次のページに移らせていただきまして、大きな3番目でございますが、導入の範囲につきましてでございます。導入の範囲につきましては、職員の情報系端末の全てに導入することとしております。情報系端末と申しますのは、住民基本台帳系ネットワークとインターネットネットワークの端末以外のものございまして、情報系いわゆるLGWAN系ネットワークとして約400台程度の端末が稼働しておる状況でございます。導入と申しましても、新たなソフトを1台1台CDからパソコンにインストールするというふうなものではなく、インターネット用の、パソコンに標準でついておりますインターネット用のソフトを用いて操作するタイプのものの導入をする予定でございます。また、それぞれの文書事務の種別として、下の(2)で8項目を挙げておりますが、電子決裁に係る事務については、このうちの⑦でございます。①から⑥につきましては、電子決裁に至るまでの文書の電子化等に係る事務となっております。これらを一体的に行うことで、電子決裁化が成り立つというものでございます。なお、電子決裁につきましては、7番目の内容欄に記載しているただし書や後ろのページの大きな5番目にもありますように、現時点では全ての決裁の電子決裁化は困難であろうと考えておりますが、困難な部分につきましては、今後改善策を検討し、可能な限り電子決裁化を目指すことを考えております。

次のページに移らせていただきまして、大きな4番目でございます。他システムとの連携につきましては、代表的なものいたしまして、(1)に財務会計システム、(2)に人事業務システムが考えられるとしております。(1)の財務会計システムにつきましては、現在の財務会計システムでは、独自で電子決裁をできる機能がないため、連携は必須と考えております。会計伝票等を電子決裁化することで、市長、副市長への決裁だけではなく、会計管理者、総務部長、総務財政課長等への合議の持ち回り決裁が軽減されるということになりま

す。また、(2)の人事給与システムにつきましては、システム独自の電子決裁ができるようになっておりますので、人事給与システムで行えない決裁を文書管理システム側で行うということを検討しております。(3)には他システムと書いておりますが、こちらは住民基本台帳系のシステム等を想定しておりますが、ネットワークが別となることからセキュリティー上、容易にファイル移動ができないということから、個別に検討していきたいと考えております。

下の段の大きな5番目でございますが、電子決裁が難しい検討を要する決裁、供覧につきましては、①から⑤までを挙げております。冊子や書籍、大量の紙文書等の供覧等につきましては困難であろうと考えております。また、A1やA0サイズの大型の図面がついた申請等につきましても同じくスキャンの関係上、困難が生じるものでございます。ただし、前のページの説明でも申し上げましたとおり、段階を追って改善策を検討し、可能な限り電子決裁化を目指すことを考えております。

最後のページでございますが、大きな6番目といたしまして、全体スケジュールの案でございます。9月中には仕様等を決定し、10月中の業者選定委員会を目指し、11月中に予定ではございますが、公募プロポーザルにより業者を選定したいと考えております。業者決定後は、連携する財務会計システムとの調整を行い、連携のための契約も進めていく予定でございます。

なお、文書管理システムにつきましては、年度内できれば2月に仮導入をし、約1か月の試用期間を設けた上で、令和3年4月に本格稼働させていただきたいと予定しております。

電子決裁の導入については、以上でございます。

**川村委員長** ただいま報告願いましたが、このことにつきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

増田委員。

**増田委員** ご説明ありがとうございます。電子決裁についてお尋ねといいますが、お聞きをしたいんですけれども、私も一般質問の中で、當麻、新庄庁舎間の移動ロスというふうなことを踏まえて電子決裁あるべきかなというふうなご提案もさせていただいたということでございますけれども、これ、仕組みについて、総務財政課の課長補佐が説明していただきました。

実際は、一番聞きたいのは、市長、副市長、決裁される方の立場としてこれが望ましい。できることなら本来は来ていただいて、いろいろと内容について確認をしたいのは本意やけども、スリム化を図るために、こういうご時世でございますのでロスを省くためにやむを得ず、こういう電子決裁システムを導入したと。こういうふうに私は推測するんですけれども、お立場変わって市長、副市長の立場として、この電子決裁について、どのように、問題点も含めてご意見を頂戴したいなというふうに思います。

**川村委員長** 溝尾副市長。

**溝尾副市長** 電子決裁でございますが、3月までおりました高松市にはもう導入しておりました。電子決裁のデメリットもいろいろ書いていましたけど、私はないと思っておりまして、説明してほしいものがあれば、呼んで説明していただければいいものであって、全てのものが説明

必要か、わざわざ個人の口から聞かないといけないかというと、そうではありません。當麻と新庄の往復1時間ぐらいかかるのは本当にちょっと不合理というか、よくないところかなと思っていて、今年度から決裁、電子決裁ではないんですけれども、その決裁の中には毎月毎月あるようなものや説明が要らないようなものなどはもう置いといてくれと。自分の見たいときに見て、後で返しますというふうなこともやらせてもらったりしております。

ですので、電子決裁、私はもう早くやったほうがいいと思っていますし、あとは決裁権者が必要と思うものについて、しっかり説明していただくというのができれば、デメリットはそんなにないのかなと。少し最初は慣れないところで、皆さん、いろいろやり方が分からないとか、ちょっと手間が増えるとか思うかもしれませんが、慣れてきたらこちらのほうがいいかと私は思います。

以上です。

**川村委員長** 増田委員。

**増田委員** 今、副市長のご答弁にございましたように、私もそう思います。すごく必要な部分というのはそんなに多くはない。説明の不要な決裁文書というのは、もうほとんどそういう文書で、無駄な時間を費やしておられたなという気がしますので、非常に私、業務改革については大きな前進かなというふうに感じています。

以上でございます。

**川村委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** それでは、ないようでございますので、本件につきましては、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、公共バスの運行についてを議題といたします。本件につきまして、理事者より報告願います。

高垣課長。

**高垣企画政策課長** 企画政策課、高垣です。よろしくお願いたします。

葛城市のコミュニティバスの利用状況についてご報告いたします。令和2年4月から7月までの利用状況についてご報告いたします。運行日数は122日です。1日当たりの利用者は、環状線ルートが54.65人、ミニバスルートが14.37人で、合計69.02人でございます。前年度は、環状線ルートが1日当たり98.71人、ミニバスルートが30.11人、合計128.82人でございますので、前年度の同時期における同ルートの利用状況と比較いたしますと、利用者数が大きく減少しております。これは今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたものと思われま。

なお、令和元年10月から運行を開始しております予約型乗合タクシーにつきましては、1日当たり1.93人の利用状況でございます。

次に、利用促進に向けての取組であります。マイ時刻表につきましては、平成28年11月より発行を行っておりますが、現在96名の方に200件の時刻表を発行しております。主な利用先といたしましては、ゆうあいステーション、大和高田市立病院となっております。また、



スマートフォンやパソコンを使用して、葛城市のコミュニティバスの時刻情報案内を検索することができるナビタイムやジョルダンによる時刻表インターネット検索も平成29年9月から導入しております。今後も利用者増加のため、広報かつらぎへの利用案内の掲載をはじめ、多角的に広報活動を行い、利用促進に努めてまいります。

また、予約型乗合タクシーにつきましては、さらなる利便性の向上のため、運行ルート沿線の方を対象としたアンケート調査を10月頃に実施する予定でございます。

最後に、環状線ルート、れんかちゃんバスの大和高田市立病院のロータリー内への乗り入れについてご報告いたします。令和2年9月28日月曜日より、環状線ルートれんかちゃんバスが、大和高田市立病院前ロータリー内に乗り入れを行います。乗り入れに伴う時刻表の改正については、広報かつらぎ9月号で既に市民の皆様にお知らせしているところでございます。今回の改正で、ロータリー内に同時に3台のバス、大和高田市と葛城市のバスが進入しないように、大和高田市と調整して、前後5分程度の運行間隔を空けた時刻表の改編を行っております。この改編により、約6分程度の到着時間の短縮となります。

次に、乗り入れのために行った工事の概要についてご報告いたします。大和高田市立病院内の敷地内の工事になりますので、大和高田市の病院事務局の職員、大和高田市コミュニティバス担当の自治振興課の職員、工事を発注する土木管理課の職員と葛城市のバス担当職員、建設課の技術職員が現場で立会いを行いまして、設計等の確認作業を行いながら、協議を下に、大和高田市において工事の発注を行っております。

工事の内容については、安全面向上対策といたしまして、公共バスがより安全に走行できるよう病院ロータリー内の植栽ブロック及び駐輪場を一部撤去、アスファルトの舗装、バス停ラインの消去及び再設置を行うなどの工事をこの7月から8月にかけて大和高田市で実施されました。

この工事費用の負担方法については、工事費用の予算については、大和高田市の病院特別会計において計上されております。葛城市が最終的に確定した工事費用を負担金として病院会計に支払う予定でございます。その予算は令和2年度の当初予算として自治振興費の中に負担金として約203万3,000円を計上いたしております。最終的な工事の負担金額については、現在大和高田市において確定しているところでございます。工事費用は予算の範囲内で収まると聞いております。そのほかにバスの乗り入れに関して、大和高田市へ負担する費用はございません。

以上でご報告を終わります。

**川村委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問はございませんでしょうか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** 今回、市立病院の乗り入れということが、重点的に言っていただきましたけど、質問がないようでございますので、本件につきまして、本日はこの程度にとどめたいと思います。

それでは、最後に、政治倫理条例の内容検討についてを議題といたします。

本件につきましては、これまでの審査の経過について、一度申し上げてまいりたいと思

ます。

本件は、昨年の12月の定例会におきまして、本委員会の所管事項の調査案件として、審査していただくことが決定しました。そして、本年2月13日に総務建設常任委員会協議会を開催した結果、政治倫理条例の内容は全議員に関わることでありますので、議長に対し申入れを行い、2月25日開催の議会全員協議会で議題として取り上げていただき、協議を行いました。その際も、議員各位により様々な意見を頂戴いたしまして、今後も引き続き検討していくということを確認していただいたところでございます。

そして、本年3月の定例会におきまして、今後の検討方法につきまして委員の皆様にご意見をお伺いした結果、お手元に今配付しております政治倫理条例第2条第2項第5号に規定されている「市から活動及び運営に対する補助又は助成等を受けている各団体の長に就任しないこと。ただし、市長等は除く。」という部分について、ご意見をいただいているところでございます。

参考に、資料も新旧対照表もございます。これを見ていただいたらいいと思いますが、その結果を踏まえまして、その規定内容につきましては、理事者側の部分も含まれておりますので、前回の6月定例会におきましては、理事者も含めて協議をいたしました。ただ、この葛城市の政治倫理条例の策定に当たりましては、議員が平成17年当時の政治倫理条例制定特別委員会におきまして、この第2条第2項第5号の部分について様々な議論がありましたこと、また、その条文に規定されている補助金や補助団体の整理という部分ができるのかというような意見がございました。

この内容をまた踏まえまして、再度、議会の議員の全員協議会にかけまして、この政治倫理条例に関する見解を確認させていただいたところでございますが、この議題として取り入れていただきましたその際に、この改正案、この新旧対照表の新しい部分、市から補助又は助成を受けている団体について、直接間接という部分に関わらず、また、職務上の正当な権限に属すると規定した場合に、補助金や補助団体というのが整理できるのかといった意見がございました。また、副会長という副という正副の副というところまで対象を広げると、広げるということの必要性について、そのことについても意見がございました。

本日は、その全員協議会の議論の内容も踏まえまして、さらに、委員の皆様にもうそろそろ今後の方向性、いろいろとご意見はありますが、もうそろそろ内容につきまして、一定の結論を出していきたいなというふうに思っております。

今日は委員の皆様にご意見を言っていただきまして、今回、この発議に関しましては、藤井本委員もおられますので、この改正案につきましての一定の流れというものを、これまでも本人から説明もいただきました。改めてその政治倫理というものについて議員が自覚していくという意味で、時間をちょっと取りまして、改めて前回開かれました政治倫理条例の結果も踏まえまして、一定の議論をやる、やっていくのが必要ではないかということも、藤井本委員のほうからも言われました。そのことも含めて、皆さんにいろいろと問いかけた部分につきまして、そろそろこの条例につきまして、どういう方向がいいかと。

もちろん今回、理事者おられるんですけれども、これは、議員が策定した、つくった条例

であるということから、お話をちょっと聞いていただいて、何か、もしそれについてご意見があるようでしたら、また頂ければいいと思っているんですけども、今回の調査案件も最終段階で、皆さんの意見をまとめていこうと思っておりますので、ちょっと皆さんのほうから、委員の皆さんからご意見を頂戴したいと思います。

副市長。

**溝尾副市長** 大変申し訳ないんですけども、後ろの職員は帰してもよろしいでしょうか。

**川村委員長** そうですね。ちょっとそれを言っていたのですが。

**溝尾副市長** 長くなるかもしれませんが。我々はおりますので。

**川村委員長** はい、すみません、そう言っていただければ、私らも、せっかく、いていただかないといけない立場もあるので、よう言いませんでしたけど、退出していただいて結構です。

(職員退室)

**川村委員長** それでは、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。ご意見よろしく願いいたします。

藤井本委員。

**藤井本委員** この件に関しましては、私がちょうど議長しているときに、政治倫理条例に関する議案というか事案が出てまいりまして、その結果が出ました。政治倫理条例審査会にかけて、長くの時間を要して答えが出たわけですけども、その答えの中に第2条第2項第5号については、いわゆる曖昧な部分があるというご指摘を受けたわけでございます。それがたしかもう昨年の6月議会のように私は記憶しています。これに関しては、こういう場で言うべきかどうか分からないですけども、各新聞社からも当時、問合せもありまして、新聞の記者らに対しても、それについては曖昧な部分という指摘があったので、それについて議論をしますということで、私が提案をさせていただいて、これ新旧という形で旧はこうで、新はこうやとなっていますけども、意味的には旧の部分があって、変えるのであればこの赤字のところら辺は検討したらどうやろうという意味合いで、こうします、こうしてほしいという意味ではなくて、この辺を検討しなければならないということで上げさせてもらったわけでございます。

今申し上げているように、私は変えるという議論する、検討するというので、本会議の中でもそのように申し上げました。また、メディアに対してもそのようにお約束したわけですけども、いつまでもやっている。このことに関してやっているというのも、これは不自然なものであろうかと思えます。一定のけじめというものも大事かと思えますので、もう1年、約1年、総務建設常任委員会のほうでは、先ほど委員長おっしゃったように今年になってから分からないけど、その前は、ほかの特別委員会でも話を、議会改革でしたっけ、話もしてまいりましたので、私としては、私自身の個人の考えとしても1年の議論をしてまいりました。我々に関することだし、そういう経緯からいうと、早くけじめをつけないと。議論した結果、いや変えなくてもいいというのも1つの議論結果かなと。いや、3つほど私のほうで、ここは考えましようという赤字のところを出しましたが、1か所、ここだけはこうしとしましようというのも1つの結果であって、あまりこれにもう時間をかけるというふ

うなもの、ちょっと矛盾した話になるのかなと思っておりますので、そういうことを踏まえた上で提案者としてですけども、ご議論、結論、変えないというのも結論の1つでございますので、そういったことも含めて、出していただけたらというのが私の願いでございます。以上です。

**川村委員長** ほかにご意見は、求めたいと思います。

岡本委員。

**岡本委員** 今、提案者のほうから説明ありました。いろいろと議論していったように思います。そもそも補助金とは何やねんということから始まったと思うんです。だから今提案者の方も言うてはるように、補助金とはもう説明するにあらずやと思うから、もう今の現在の状態で行くというふうに、委員長のほうでまとめていただいたら、ある程度ここに権限があるのかどうか知らんけども、総務建設常任委員会で決めていいということがあれば、そういうふうに決めていただいたらどうかなど。何遍したって、堂々巡りばかりやから、もうそういうふうにしといたら一番いいと私は思います。

**川村委員長** ご意見ありがとうございます。ほかに。

吉村委員。

**吉村優子委員** 私もこの「直接間接」もわざわざ示す必要もないかなと思います。副まで入れると大変範囲も広がりますので、全員協議会でも皆さんの意見もこのままでという意見が多かったように思いますので、このままでと思います。

**川村委員長** ありがとうございます。

もしよければ、委員の皆さん、ご意見一言ずつちょっと言っていただいて、今回もうまとめに入りますので、よければご意見いただきたいんですが。よろしいですか。

杉本委員。

**杉本委員** もう先ほど皆さんおっしゃったように、結構僕は議会改革の委員長やって、この話もずっとやらせていただいている、時間はかかっていると思うんです。ほんで、皆さんの意見、最初からあまりずっと変わっていない状態だと思うんです。ずっと同じでずっと平行という。だから、今もう皆さんおっしゃったみたいにこのままで行くというのも1つの手かなと、僕は個人的にはそう今は思っています。

以上です。

**川村委員長** ありがとうございます。

増田委員、いかがですか。

**増田委員** 発案者といいますか、藤井本委員のほうから、政治倫理審査会からご指摘を受けたと。曖昧な部分があるということからのスタートやというお話でございましたので、そのままというのはいかがなものかなとは思いますが、でも、「直接間接」の議論も以前にもしましたけども、それは何ぞやと解釈に困る文言なので、これがこういう場合とかということが明確な表現であればいいんですけども、ちょっとこの言葉自体「直接間接」の意味もちょっと分かりにくい表現になっているので紛らわしいなという感がございます。

正副についても、これ副となると、前にもお話ししましたように、小さい集落の出身の議

員等でしたら、いろいろとそういう弊害もあるかなと、私も含めてそういうふうな思いがございませう。

それから、3点目の市長を除くという部分でございますけれども、以前に私が出席した葛城市観光協会の総会の折に、ちょうど阿古市長が就任された年か翌年でしたか。ちょっと記憶は定かでないんですが、ちょうど副議長させていただいて、出席をさせていただく機会があったときに、市長のほうも観光協会の会長という職に就いているけれども、市長がこのポジションにいることについては問題があるというふうな意味の発言もされておったという記憶もございませう。そういうふうなことも含めて、この部分をどういうふうに、市長、今日お見えでございますので、ご本人の考え方も聞いていただくべきかなというふうに思います。

**川村委員長** 市長どうですか。それはご記憶にありますか。

阿古市長。

**阿古市長** この政治倫理条例というのはもう旧町のときから実はありまして、ある種、本当に旧町のときからまともに関わってきています。それと、新市になってから、旧町のその条例を新の新市としての条例として持つのか持たないのか。これ、あるところとないところが一緒になりましたものですから、その議論がずっとありました。その中で私自身はやはり市長という職責の中で、いろんな補助を受けている団体の長はあまり受けないほうがいいだろうなあというのは、議員のときから実は考えておりまして、それはずっとその思いの中で来まして。それが、多分観光協会のときの挨拶の中で、多分就任してからそんな時間がなかった頃だとおもいます。

ただそこには条件をつけさせていただきまして、ある種やっぱり観光という施策が非常に行政とこれから歩んで発展させるべき分野であるということから、一定の期間をやはり市長としては預からせてもらわないといけないであろうという言葉をつけたような記憶もあるんですけども、その中で、私就任してから、1つ実は長を降りているんです。それがシルバー人材センターのほうなんです。本来でしたら行政の長のほうが持っていたわけ、市長等というその部分のまきに関わるんですけども、それは、シルバー人材センターの組織の出来上がり方、それと運営の確かさがある種、明確になってきておりましたので、そろそろ、その立場である者がその職責から引いてもいいのではないかと。民間の方にそのまま、民間といますか、その団体の方にお任せしたらいいのではないかとという形で引かせていただいた。ですから、今、社会福祉協議会も実は持っているんです。大きい。それもかなり範囲が広いんですけども、この福祉部門も非常に行政との関わりの中で、これかなり調整をしないといけない部分があるので、まだしばらくちょっと調整が必要なのかな。

ですから、考え方としては、私自身は以前と全く考え方は変わっていないんですけども、そういう整理をした中で自らやはり判断できる立場に置かせておいていただきたいと思っております。そのほうが、そういう分野につきましてスムーズであるであろう。それと一定の成果ができて、それが一定の方向で落ち着いた時点においては、その立場から引くのがいいのではないかなという考え方を持っております。

基本的にこの政治倫理条例というのは罰則がございませう。ですので、この条例をつくる

ものが、その意思を大切にすることが実は一番基本になっております。自らつくった条例であることを心の中に踏まえた中で、潔く、その身を律するということの姿勢をうたった条例であるという認識をいたしております。

以上でございます。

**川村委員長** 増田委員、よろしいですか。

**増田委員** ありがとうございます。市長のご発言、そういうふうなことおっしゃられていた。本人もそういう思いは持っておるといふご発言でございました。これも大事な市長のお考えでございますので、今後のこの部分をどうするかというところ、お聞き及びのとおりだと思います。

私、ちょっとこの社会福祉協議会のことをちょっと指摘するのを忘れていたんですけど、以前にも、指摘といいますか、思っているところでございますけれども、社会福祉協議会、大変、市との関連が強うございます。いろんな下請業務ではないですけども、実践の部分で担っていただいている。それから市との関連が非常に深いという思いはしております。

ただ、非常に多忙な業務に携わっていただいて、市長がそのトップに立っていただいているというところまでは、私は連携プレーが取れて非常にいいかなというふうには思いますけれども、一番私が懸念しているのは、管理者としてのその部署のトップとしての管理者、会長、社会福祉協議会会長ですか。名前は。一番トップです。統括責任を持っておられるトップが市長、多忙な毎日を過ごされている中で、このトップとしての管理責任をどれだけ負えるか。市長の能力を言っているわけではなしに、時間的なタイトな状況の中でこのトップ、管理というものができる状況ではないということも懸念材料として持っておるといふことを申し加えておきます。

**川村委員長** ほかに。

松林副委員長。

**松林副委員長** 私はこの条文を変えるというところで、「直接間接に関わらず」という、この部分、どういうふうな団体がそれに属するのかなということいろいろと、いろんなそういう団体を列記するのかということもいろいろ議論にも上りましたけれども、この部分については「直接間接に関わらず」という、これをもし仮に入れるのであれば、自分がその職になろうとしたときに、そこはご自分で判断をなされる。本当に、直接間接にという形で市から本当にそういう補助金がいただいているのかどうか、そこは確認すればいいことで、入れるとすれば、私は「直接間接に関わらず」、ここまではいいと思うんですけども、あと、正副、副を入れるとやっぱりいろんな立場でちょっと厳しい部分もあるのかなあという。そしてまた、あとの市長及び議員の職務上の正当な権限の下、これ充て職のことを言うておられるのかなと思うんですけども、ここらも、首長もそうでもあるし、議員のいろんな考えという、そこらちょっとまだまだここはちょっと曖昧な部分があるかなと思います。

私は「直接間接に関わらず」、この部分は文言を入れることには賛成で、あとの部分は今までどおりという形でいいのかなあと私自身はこのように思っております。

**川村委員長** ありがとうございます。表現をどうするかということについて、今回は非常に細かくもってきたという経緯の中で、「直接間接」とかというようなこと、それから正副はちょっと、

副が入りましたけれども、これまでの委員会、また、全員協議会で議論も行ってまいりました。議長にも全員協議会でいろいろとその調整をしていただきましたこと、本当にありがとうございました。

今回こうやって総務建設常任委員会で、理事者とこういった話ができたとということにつきましては、一定の成果が私にはあったと思っております。今日も市長のほうから、今回市長は除くという部分につきましても、市長のお考えも聞かせていただいたところでございますが、これは、今議員の立場でその部分をどう調整していくかということにつきましては、やはり、これから一定の方向性を持って、これから市長の立場として、理事者側で考えていただくという部分もできないと、これ全くできないことでありますので、この意見を交換できたことは1つの成果があるのではないかというふうに思わせていただいております。

現行の規定内容の中で十分理解もできると、その運用については可能であるというふうに考えていただいているというふうな一定のご意見をいただいたかなというふうに私は思っております。

将来的に、市長の理事者のほうの立場もあると思いますので、これは今回、政治倫理、先ほど言われたように罰則もないし、全く議員として、一人の自覚というのをこの期間に改めて自分たちで問いただすという作業ができたことにつきましても、またこれはよかったかなと思っております。

今日は、政治倫理条例の第1条、ちょっと改めて読ませていただきますけれども、第1条にあります、「この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手たる市長、副市長、教育長及び市議会議員が市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。」という本来のこの政治倫理条例の目的を改めて理解をしていただきまして、この所管事項の調査はもうこの辺りで閉じていきたいなと思っておりますが、それについて、議長のほうから最終的にちょっとご意見がもしあれば、議長、言っていただければと思っておりますが、委員としてもいらっしゃいますので、ちょっとご意見、ご所見をいただきたい。

下村委員。

**下村委員** 今、委員長が言われたとおり非常に委員の皆さん方には真剣にご議論いただきまして、政治倫理条例が今後正しい方向で向いていくということが私は確認できておりますので、この辺で閉じていただいても結構かなというのが私の気持ちなんです。もう一度皆さんに確認していただいて、これは議員として、また、葛城市として、非常にプラスになったと私は思っていますので、そこのところで検討していただいて決定していただいたら結構だと思います。

**川村委員長** ありがとうございます。

それでは、決定事項といいますか、ご意見も全て同じということではなかったと思っておりますけれども、旧に書いております現行のまま、この条例をおくという形で決定しても、ご異

議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村委員長** ご異議なしということで、このまま現行のままということに決めさせていただきます。

長い時間、皆さんにしっかりとご議論いただいたこと、本当に心から感謝をしております  
ありがとうございます。

本件につきましては、それでは、以上とさせていただきます。

最後に、お諮りをいたします。

尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、国鉄・坊城線整備事業に関する事項について、そして行財政改革に関する事項について、公共バスの運行について、この4つにつきましては、事業の進捗に伴い、随時、委員会を開催し審査を必要とすることから、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村委員長** ご異議なしと認めます。よって、これら4件の調査事項については、議長に対しそれぞれ閉会中の継続審査の申出をいたしたいと思います。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員の発言の申出があれば許可をいたします。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

**川村委員長** ほかにございます。

内野議員。

(内野議員の発言あり)

**川村委員長** それでは、委員外議員の発言を終結いたします。

長時間にわたりまして、本会ちょっと予定よりも大分時間を超したような委員会になりました。その分中身がしっかりと充実したものになったと思っております。皆さんのご協力のおかげです。ありがとうございます。

また、理事者におかれましては、これからまだ大きな決算特別委員会も残っております。私ちょっと感想なんです、答弁。答弁漏れとか、答弁のし直しとかというのがあると時間もまたそれだけ長くなってまいりますので、どうか1回ですっきりした答弁になって、委員の皆さんの理解にきっちりとはまっていくなような形で、どうぞ、ご指導もよろしくお願ひしたいと思ひます。お願ひでございます。ありがとうございます。

これもちまして、総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後3時01分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長

川村 優子